

國家總動員法所定の罰則に依つて處斷すべきものとなつたのである。

四 法令の場所に関する效力

殊に隔地者間の賣買の準據法令

經濟罰法令は、其の基本的な法律は全國に共通なものが多く、それ等の法律の委任に基づく命令又は其の命令の再委任に基づく告示の類に至つては、内地と外地とに依り相異なることは勿論、同じく内地の中でも道府縣に依り異なつて居るものが多い。殊に價格の統制に關しては、外地の官廳は勿論内地の各地方官も中央官廳に於いて價格を指定して居らぬ物資に付いては價格指定の權限を與へられて居り、隨つて物資の公定價格は内地と外地とは勿論道府縣相互の間に於いても相異なるものが尠くない。斯く地域に依り經濟罰法令（告示を含む）を異にする場合に於いて、法令違反の行爲が二の地域に跨つて行はれた場合には、何れの地域の法令を適用すべきかに付き困難なる問題を生ずる。

就中、屢々實際上の問題となつたのは、或る物資の公定價格が地域に依り異つて居る場合に、其の物資の賣買取引が二の地域に跨つて行はれたとすれば、何れの地域の公定價格を以つて其の

基準價格と爲すべきかに付いてである。

凡て警察法令は屬地的の效力を有することを原則とし、特に反對の定あるか又は事の性質上反對に解すべき理由ある場合の外は、其の施行区域内に行はれた事實上の行爲に付き適用せらるべきものであり、物の賣買に關しても、事實上に賣買の行はれた場所を標準とし、其の場所に於いて施行せらるる公定價格を越ゆる對價を以つて賣渡し又は買受けた場合に、それが超過價格賣渡又は超過價格買受の罪を構成するものと解すべきことを正當とする。唯問題は賣買が果して何れの場所に於いて行はれたものと見るべきかに在る。

此の問題に關しては、凡そ左の諸點を明らかにする必要が有る。

(一) 賣買の場所は必ずしも營業所の所在地と一致するものではない。甲地域に營業所を有する者でも、乙地域に出張し乙地域所在の買主に對し商品賣渡の約束を爲したのであれば、假令後に甲地域から商品を送り出したとしても、賣買は乙地域に於いて行はれたのであつて、乙地域の法令に依り處斷すべきものである*。

* 此の點に於ける大審院の見解は甚だ動搖して居る。

(一) 昭和十六年七月二十二日及び同年八月二十二日の判決は、共に販賣者の營業所所在地の公定價格を基準と爲すべき

ものとして居り、殊に後の判決には其の理由として左の如く判示して居る。但し此の二の判決は共に判例集には採録せられて居らぬ。

『蓋價格等統制令ノ右條項ニ依レバ價格等ノ額ハ其ノ受領者即チ本件ノ場合ニ於テハ賣主ニ付テノ額ニ依リテ定マルノミナラズ、若シ斯ク解セズシテ或ハ買主ノ營業所ノ所在地又ハ賣買契約地ヲ管轄スル地方長官ノ發シタル告示ニ依リテ右指定額ヲ決スルトキハ、夫レ等ノ告示ト賣主ノ營業所ノ所在地ニ於ケル告示トノ間ニ差違ノ存スル場合ニ於テ、同一地方長官ノ管轄區域ニ在リ乍ラ一ノ場合ニハ有罪トナリ他ノ場合ニハ無罪トナルノ結果ヲ生ジ、地方長官ガ法令ノ規定ニ基キ價格等ヲ統制セムガ爲ニ其ノ額ヲ自己ノ管轄區域内ニ於テ一律ニ指定セムトスル趣旨ニ反スルノ不當ナル結果ヲ生ズベケレバナリ。』

併し此の判決の趣旨は賛成し難い。停止價格が賣主を標準とするからと言つて、指定價格までも専ら賣主を標準として定められて居るものと解すべき根據はなく、又賣買が乙地域に於いて行はれたにも拘らず、賣主の營業所が甲地域に在るが故を以つて甲地域の指定價格を基準と爲すべしとするは、地域に依り指定價格を異にする立法の趣旨に適する所以でもない。同じ賣主が同じ代價で同じ物品を販賣しながら、或は違反となり或は然らざる場合があるのは不合理のやうであるが、それは地域に依り指定價格を異にすることから生ずる已むを得ない結果で、それが賣主の營業所所在地の告示の趣旨に反すといふならば、同じ理由に因り、自己の管轄區域内に於いて賣買が行はれたに拘らず、賣主の營業所が他の地域に在るが故を以つて、賣買地の告示に従ふを要しないとすることは、賣買地の告示の趣旨に反するものと爲さねばならぬ。

(二) 昭和十八年四月二十七日の大審院判決は、右とは反對に、賣主の營業所の所在地如何に拘らず、賣買契約の爲された地の公定價格を基準と爲すべき旨を判示し、それは判例として判例集に登載せられて居る。事件は福岡縣で石炭商を營む者の店員が山口縣の某會社に於いて山口縣知事指定の最高販賣價格を超える對價で同會社に石炭を賣渡したといふ被告事件で、原審で賣主の營業所所在地たる福岡縣の指定價格に依らず、行爲地たる山口縣告示を適用して處斷したのを正當とし

て判示したのである。

(二) 同様の理由に因り、賣買の目的物の所在地如何も、亦其の基準賣買價格を決すべき標準と爲し得べきものではない。甲地域所在の物品を乙地域の買主に賣渡した場合に於いても、若し其の賣買が乙地域に於いて行はれたのであれば、乙地域の法令に依つて處斷せらるべきもので、甲地域の法令に依るべきものではない*。

○ * 昭和十六年一月二十二日の臺灣高等法院上告部判決は、此の點に付き反對の見解を取り、臺灣の商人が内地に於いて洋服地を販賣した事件に付き、

『苟モ本島内ニ現在スル物品ヲ販賣スル以上、島内ニ於テ販賣スル場合ハ勿論、本島外ナル内地ニ於テ販賣スル場合ニモ前敘昭和十三年臺灣總督府令第一一四號臺灣物品販賣價格取締規則ノ適用アルモノトス』

と判示して居る。併し此の見解は價格統制の趣旨から言つても不當と爲さねばならぬ。價格の統制は配給の統制とは其の直接の目的を異にし、價格の昂騰を抑止することを其の直接の目的と爲すもので、地域に依り指定價格を異にする場合に於いては、各地域に於いて其の適正と認むる價格を支持せんとするのであるから、假令臺灣に在る商品と雖も、之を内地に於いて販賣する場合には、其の價格は内地の法令に依つて律せらるべきことを當然とする。

(三) 賣買の場所は又必ずしも私法上に賣買契約が有効に成立した時期を標準として決すべきではない。民法第五二六條には「隔地者間ノ契約ハ承諾ノ通知ヲ發シタル時ニ成立ス」とあるけれども、それが爲めに承諾の通知を發した場所が即ち賣買の行はれた場所であるとするならば、

それは全然刑罰法令の趣旨に反するものである。價格等統制令第七條に「其ノ額ヲ超エテ之を契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」とある所謂契約し支拂ひ又は受領するとは、事實的の行動としての契約行為又は支拂受領の行為を意味するものであつて、其の私法上の效力如何は其の直接に關する所ではない。其の契約が何れの場所で行はれたかを判断するには、右の民法の規定とは關係なく、専ら事實上の行動としての賣買契約が何れの地に於いて爲されたかに依つて、之を定めねばならぬ*。

* 昭和十五年九月二日の大審院判決は、之と反對の見解を取り、承諾の通知を發した地を以つて契約地であるとして居る。それは長崎縣に營業所を有する商人が山口縣から商品の注文を受け、長崎縣の自分の營業所から承諾の通知を爲し、次いで商品を發送した事件で、山口縣の公定價格を超えるものではなかつたが、長崎縣での停止價格を超える對價であつた爲めに、超過價格販賣の罪に問はれた事件で、原審では、被告人が長崎縣から承諾の通知を發した時に犯罪は成立するのであるから、犯罪の場所は山口縣ではなく長崎縣であると判示し、大審院でも之を其の儘是認したのである（但し判例集には登載せられない）。

此の判決は結果に於いては正當であるが、民法第五二六條を根據として犯罪の場所を定めて居るのは、不當と爲さねばならぬ。

(四) 賣買契約の行はれた場所とは、現實に其の申込及び承諾を爲した場所を意味するのである。

るから、甲地域所在の買主が乙地域所在の賣主に對し、甲地域から郵便又は電信を以つて買受の申込を爲し、賣主は乙地域に在りて之を承諾し商品を發送した場合には、賣買契約は甲乙兩地域に跨つて爲されたもので、甲地域所在の買主は甲地域の公定價格を基準として買受けることを要し、乙地域所在の賣主は乙地域の公定價格を基準として賣渡すことを要する。即ち此の場合は賣渡價格と買受價格とが其の基準を異にするものとなるのであつて、其の雙方が共に適法である爲めには、其の中の低價格を基準と爲さねばならぬ結果を生ずる*。

* 昭和十六年六月二十三日の大審院刑事部判決は、此の見解を判示して居る。それは山口縣から朝鮮の某會社宛に、山口縣告示に依る指定價格よりは高價であるが朝鮮での停止價格には違反しない價格でカーバイトを買受けた旨電報で申込を爲し、朝鮮の會社で之を承諾して商品を山口縣に送つたといふ被告事件で、山口縣に於ける買主が原審に於いて超過價格買受の罪に依り處斷せられたのに對し、本件契約の成立地は朝鮮であり、朝鮮での停止價格を超えるものではないから罪となすべき行爲ではないといふ趣旨を以つて上告したけれども、大審院は之を容れず、

「隔地者間ノ公定價格超過ノ取引ガ價格等統制令ノ關係ニ於テ契約ノ申込地及承諾地ノ法令ヲ異ニスル兩地域ニ跨ルトキハ孰レモ所謂犯罪行爲地ノ一部ニ當ルガ故ニ當該行爲ノ爲サレタル地域ノ法令ニ違反スルモノト謂フヲ得ベキヲ以テ右兩地域ノ法令ヲ適用スベキコト言フ俟タズ……而シテ右兩地域ノ一方ニ於テ假令昭和十四年九月十八日ノ停止價格ヲ超過セザルモノアル場合ト雖他ノ一方ニ於テ之ヲ超過スルトキハ其ノ地域ノ法令ヲ適用スルヲ妨ゲザルモノトス。」と曰ひ、原判決を其の儘承認して居る。此の判決は判例として判例集に掲載せられて居るのみならず、昭和十八年四月二十

七日の判決に於いても、此の判決を引用して、

『價格等統制令ノ關係ニ於テ法令ヲ異ニスル地域ニ營業所ヲ有スル甲乙兩者間ニ爲サレタル賣買ニ付テハ契約ノ申込地及承諾地ノ法令ニ依リ價格違反ヲ律スベキモノナリトスルコト本院判例ノ示ストコロナリ。』

と言明して居る。若し此等の判決の趣旨とする所が、單個の賣買行為に付き二地域の異つた法令を共に適用すべきものとするに在るならば、それは正當ではない。單個の行為に付き相矛盾した二種の法令が共に適用せられ、一面には適法であり一面には違法であるといふやうな結果を生ずることは、道理上有り得ない。

賣買契約は私法上の見地からは單個の法律行為であるが、事實上の行為としては、賣渡と買受との二の別個の行為を包含するもので、随つて賣渡地と買受地とは相異なることを得べく、本件の場合の如く、山口縣から朝鮮に註文して朝鮮の商人から買受けたといふやうな場合には、買受地は山口縣であり、賣渡地は朝鮮であると見るべく、随つて買受人が山口縣の指定價格を越ゆる對價で買受けたならば、超過價格買受の罪を免れ得ないと共に、賣渡人は朝鮮での停止價格に依り販賣したのであるから、其の賣渡は適法であり、罪となるべき行為ではない。

第七章 經濟罰法令の解釋

一 經濟罰法令の解釋に關する基礎原則

經濟罰法令の解釋に關しても、一般刑罰法令に於けると其の原則を異にすべき理由は無いが、經濟統制に關する法令は極めて複雑多岐であり、其の立案者たる主管官廳も甚だ區々で、而も忽忽の間に發布せられたものが多いが爲めに、其の文言は往々不備なるものが有り、疑義を生ずることが多い。法令の文言が不備であれば、解釋に依り其の不備を補はねばならぬことは勿論であつて、必ずしも法令の形式的な文言に拘泥すべきではない。

それであるから、法令の文言が不備であればある程、正しく之を解釋することの重要さが、益々痛切であり、其の解釋に關して據るべき原則を明らかにすることが必要となる。左に此の點に付き、判例に見られた所を參照して、卑見を述べて置きたいと思ふ。

(一) 擴張解釋と法律の精神 刑罰法令の解釋に付いても、最も重要な基礎原則とも謂ふべ

きものは、法令の眞の意義が何に在るかを正確に理解することに在らねばならぬ。必ずしも其の文言に拘泥することなく、社會的條理に照らし、法令の全體の精神から見て、何が其の命令し又は禁止する所であるかを考察することが、缺くべからざる必要である。

此の意味に於いては、所謂擴張解釋即ち法令の用語を其の文字通りの意義よりも擴張した意義に解することは、刑罰法令に於いても必ずしも絶対に否定すべきではない。文字通りの意義から言へば法令の禁止に漏れて居る事項であつても、其の社會的性質に於いては其の禁止して居る事項と全く同一であり、一を禁止して他を許容すべき理由なく、其の法文の上に於いて禁止から漏れて居るのは、立法當時の事情から見て立法者が之を豫見しなかつた爲めであると推測すべき理由が有るといふやうな場合に於いては、擴張解釋も正當の理由あるものと謂ふべきである*。

* (一) 經濟刑法に關するものではないが、昭和十五年八月二十二日の大審院判決は、此の如き正當なる擴張解釋の一例として見得べきものである。それは某鐵道會社の業務機關手がガソリンカーを運轉中過失に因り之を顛覆破壊した被告事件で、原審で、刑法第一二九條第二項過失に因る汽車顛覆破壊の罪に依り處斷せられたのに對し、同條は「汽車、電車、顛覆若クハ破壊ヲ致シタル者」とあり、ガソリンカーは汽車でも電車でもないから、同條に該當するものではないと主張して上告したけれども、大審院は之を容れず、左の如く判示した。

『刑法第二百二十九條ニハ其ノ犯罪ノ客體ヲ汽車、電車又ハ艦船ト明記シアリ而モ汽車ナル用語ハ蒸汽機關車ヲ以テ列車ヲ牽

引シタルモノヲ指稱スルヲ通常トスルモ同條ニ定ムル汽車トハ汽車ハ勿論本件ノ如キ汽車代用ノ「ガソリンカー」ヲモ包含スル趣旨ナリト解スルヲ相當トス、蓋シ刑法第二百二十四條乃至第二百二十九條ノ規定ヲ設ケタル所以ノモノハ交通機關ニ依ル交通往來ノ安全ヲ維持スルガ爲メ之ガ妨害トナルベキ行爲ヲ禁ジ以テ危害ノ發生ヲ防止セントスルニ在ルコト勿論ナレバ、汽車ノミヲ該犯罪ノ客體ト爲シ汽車代用ノ「ガソリンカー」ヲ除外スル理由ナキノミナラズ、右兩者ハ單ニ其ノ動力ノ種類ヲ異ニスル點ニ於テ重ナル差異アルニ過ギズシテ共ニ鐵道線路上ヲ運轉シ多數ノ貨客ヲ迅速安全且ツ容易ニ運輸スル陸上交通機關ナル點ニ於テ全然其ノ撥ラニシ、現ニ國有鐵道運輸規程軌道建設規程等ニ於テモ汽動車ハ蒸汽機關車及客車ニ準ジテ之ヲ取扱ヒ居レル事實ニ徴スルモ之ガ取締ニ付テモ亦兩者間何等ノ差等ヲ設クベキ理據アルコトナク、又均シク交通機關タルモ航空機及自動車ノ如ク前記法條所定ノ目的物ニ包含スルモノト解スルヲ得ザルモノニ付テハ夫々特別法ヲ設ケ航空法第五十二條自動車交通事業法第五十七條ニ於テ刑法第二百二十九條ト同趣旨ノ罰則ヲ定メ居ル事實ニ徴スルモ、前記解釋ノ相當ナルコトヲ了知スルヲ得ベケレバナリ。

此の判決の趣旨は正當であり、其の理由の説明に於いても懇切詳細であつて、間然する所は無い。

(二) 昭和十三年七月二十八日の大審院判決も、稍之に類似した例である。狩獵法第二十條には「本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ捕獲シタル鳥獸又ハ採取シタル鳥獸ノ卵ハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ズ」とある。狩獵法令に違反して捕獲した狸の毛皮一枚、牡鹿の毛皮約百五十枚を情を知つて買受けた被告人に對し、原審で右狩獵法第二十條違反として處斷したが、之に對し毛皮は鳥獸に非ずといふ趣旨を以つて上告した。大審院は之を排斥して左の如く判示した。

『狩獵法第二十條ガ狩獵法令ニ違反シテ捕獲シタル鳥獸ノ授受ヲ禁ズルノ趣旨ハ本來鳥獸ノ保護繁殖ノ爲メ捕獲ヲ禁ズル法意ノ延長ナルヲ以テ、之ヲ解體シテ毛皮トナシタレバト是ガ解釋ヲ異ニスベキニ非ズ。固ヨリ通俗ノ概念ニ於テハ毛皮ヲ目シテ直ニ鳥獸ト云フベキニ非ズト雖、斯ル解釋ヲ推及スルトキハ捕獲シテ死シタル鳥獸モ亦嚴格ナル意味ニ於テハ鳥獸ト

解スベキニ非ズト爲スニ至リ禁令ノ趣旨ヲ没却スベキヲ以テ、毛皮ヲ以テ法律上鳥獸ナリト解スルモ不可ナリトセズ。』
此の判旨も正當と爲すべきである。文字上の意義から謂へば毛皮は「鳥獸」のものではないが、法律の精神から觀て其の所謂「鳥獸」は鳥獸の一部をも含む意味に解するのが當然であり、鳥獸を解體して毛皮と爲し又は食肉と爲したのも、違法に捕獲したものである限り、之を讓渡し又は情を知つて之を讓受することが禁止せられて居るものと爲さねばならぬ。

(三) 昭和九年六月二十一日の大審院判決も、之に類似して居る。北海道漁業取締規則には、一定の保護期間内一定の場所に於いては「左ノ漁具、漁法ニ依リ水産動物ヲ採捕スルコトヲ禁ズ」とあり其の第九號に「釣(ハツ目鰻釣ヲ除ク)」とある。本來の意義に於いての釣とは、竿又は棒に彎曲した金具を定著固定したアイヌ時代からの特定の構造の漁具を指すのであるが、被告人は此の種の漁具を用ゐたのではなく、「長サ約四尺ノ四分天蠶絲ニ大サ約二寸五分ノ釣針ヲ五・六寸置キニ一本宛計五本ヲ取付ケ且其ノ兩端ニ鉛錘ヲ結付ケタルモノヲ八十撚蠶絲ニ結繼シ之ヲ約二間ノ車竿ニテ銜ノ群居セル場所ニ投入シ之ヲ手許ニシヤクリ寄セ又ハ右蠶絲ヲ繰リ寄セル方法ニ依リ銜ノ胴體ニ右釣針ヲ引蒐ケ」因つて銜ノ尾を捕獲した事件で、原審で之を右漁業取締規則違反を以つて處斷したのを、大審院に於いても正當なりとして、左の如く判示した。

『第九號ニ所謂釣トハ本來ノ釣ハ勿論他ノ器具ト雖釣トシテ使用スルコトヲ得ベキモノヲ釣トシテ使用シタル場合ヲ指稱シ縱令本來ノ釣ト雖之ヲ釣トシテ使用セザル場合ヲ包含セザルコトヲ推知スルニ足ルガ故ニ釣針ト雖釣道具トナシテ使用セズ釣トシテ之ヲ使用スルヲ得ベク釣トシテ使用シタル場合ハ即前記九號ニ規定セル釣ニ該當スルモノト解セザルベカラズ。蓋シ釣トハ餌料又ハ之ニ擬似ノモノヲ用ヒ生物ヲ漁具ニ誘致シ主トシテ其ノ口腔ニ漁具ヲカカラシメ又ハ生物自體ヲ運動シテ其ノ體ノ一部ヲ漁具ニカカラシメテ漁獲セラルルヲ謂ヒ、釣トハ釣ノ受動的ナルニ反シ能動的ニ漁具ヲ引カケテ漁獲スルヲ謂フモノナレバナリ。』

是は普通に漁具の意に解せらるる釣を漁法の意に解して居るのであつて、多少の疑は有るが、恐らくは正當と爲すべきであらう。

併しながら、刑罰法令に於いて擴張解釋の許され得るのは、唯それが法律の必然の要求として認むべき正當の理由ある場合に限るもので、之を濫りにすべきものでないことは、言ふまでもない。刑罰を科することは其の者を社會上に罪人として公に宣言することであり、單に實害を加ふるだけではなく、重大なる名譽の毀損であるから、萬一にも無辜の良民を刑罰に處するやうなことが有れば、國家道德の上からも許すべからざる罪惡と爲さねばならぬ。罪疑はしきは罰せずといふことは、實に千古に通ずる鐵則とも謂ふべく、刑罰法令の解釋に於いて被告人の利益の爲めには成るべく嚴格に之を解することを要し、擴張解釋が原則として許されないのも、之が爲めに外ならぬ。若し法律が正當の行爲として認容して居るものを、不當の擴張解釋に依り犯罪として認定するならば、それは不法に良民をして罪人たらしむるものであり、裁判官として國家の信任に背反すること甚しきものとならねばならぬ。

不當なる擴張解釋の危險は、殊に立法の目的を理由として法律の禁止して居る範圍を擴張して解せんとすることから生ずる。法律の解釋に付き立法の目的が何に在るかを其の標準とすること

は、固より必要であるが、總ての立法に於いて、立法の目的を達するが爲めに何を禁止し何を許容すべきかの限界は、立法者自身の定むる所であつて、其の限界が定められた上は、解釋に依つて之を動かし、立法の目的を理由として、其の許容して居る行爲をまでも禁止の範圍に屬するものと解することは、固より許さるべきではない。目的が一定せられたとしても、其の目的を達する爲め的手段は一樣ではなく、而して其の手段は法律が一定して居るのであるから、假令同じ目的を達する爲めに他の手段が等しく必要であるとしても、法律の定めて居る手段と社會的に全く同一性を有すと認むべき場合の外は、他の手段を以つて法律の定むる範圍に屬するものと解すべきではない。

殊に近時の經濟行政に關する法令には、法令自身に其の目的とする所を言明して居るものが多いが、假令法令に於いて斯かる目的が定められて居るとしても、何が法令の禁止する所であるかは、一に法令の定に依り解すべきであつて、其の目的とする所から見て法令の定めて居る以外にまでも其の禁止の範圍を擴張して解すべきではない*。

* 經濟刑法に關する近時の大審院判例の中には、往々此の如き不當の擴張解釋を肯てして居るものと認めらるる例が無いではない。

(一) 昭和十四年三月二十九日の大審院判決は、綿絲配給統制規則(昭和十三年三月一日公布即日施行)第四條に「工業者ニ對シ前條ノ綿絲ヲ販賣スル者は割當票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」とある規定の適用に付き、同規則施行前に工業者に對し綿絲販賣の契約を爲した綿絲販賣業者が、同規則施行後に割當票と引換でなく之を引渡した被告事件に付き、之を右規則に違反するものとして有罪を言渡した原判決を其の儘正當なりとして、左の如く判定して居る。

『第三條第四條ノ規定ハ昭和十三年三月一日以前ニ成立シタル賣買契約ニ基キ同日以降ニ其ノ履行トシテ綿絲ヲ引渡ス場合ニモ其ノ適用アルモノト解スルヲ相當トス、蓋シ(一)賣買ハ民法ノ規定ニ依リ明カナル如ク當事者ノ意思表示ノ合致ニヨリ成立スルモノナレバ前記第三條ノ買受第四條ノ販賣ヲ以テ單ニ賣買契約ヲ指スモノナリト解セムカ割當票ト引換ニ非ザレバ買受又ハ販賣スルコトヲ得ズトノ文旨ハ其ノ意味ヲ爲サザルニ至ルベシ、故ニ割當票ト引換フルニ非ザレバ買受ケ若ハ販賣スルコトヲ得ズトハ割當票ト引換フルニ非ザレバ所謂現實ニ賣買ハ勿論既成ノ賣買契約ニ依ル綿絲ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ズトノ意ナリト解スルヲ相當トスベク、(二)又斯ク解スルコトハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第二條並綿絲配給統制規則ノ精神ニ適合シ所謂國策ニ合スルモノト謂フベシ、從テ同日以前ニ成立シタル賣買契約ニ基キ同日以降ニ其ノ履行トシテ綿絲ノ引渡ヲ爲スニハ割當票ト引換ノ下ニ之ヲ爲スコトヲ要シ然ラザル限り處罰ヲ免レザルベシ。』

併し此の判決の趣旨は不當と爲さねばならぬ。法律が某日以後の販賣又は買受を禁止して居る場合には、其の禁止に觸れるのは、唯其の日以後に爲さるる賣買契約のみに止まり、其の以前に爲された契約は勿論適法の契約であり、而して適法の契約は特別の禁止規定なき限り適法に之を履行し得べきことは當然でなければならぬ。同規則の目的とする所が綿絲の移動を制限するに在ることは、疑を容れないが、同規則は決して過去に溯つてまでも之を制限せんとするものではなく、唯將來に向つて割當票との引換でなければ之を賣買することを得ざらしめて居るのであるから、適法に締結せられた過去の賣買契約に基づき其の引渡を爲すことをまで割當票と引換でなければならぬものとして居るのは、不當の擴張解釋であり、「國策

ニ合ス

といふやうな理由を以つて、斯かる擴張解釋を爲すことは、解釋者の態度として許さるべきではない。

(二) 昭和十四年十一月九日の判決も、略同様の事件に關し同様の擴張解釋を爲して居る。それは絲配給統制規則(昭和十四年二月一日施行) 第三條「工業者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ其ノ使用スル絲ヲ買受クルコトヲ得ズ」とある規定の適用に關するもので、同規則には附則第四に「工業者ニ對シ第三條ノ絲ヲ販賣スル者ハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ工業者ニ對シ第三條ノ絲ヲ引渡スコトヲ得ズ」と規定して居るに拘らず、工業者が之を買受くる場合に付いては、施行前に爲した買受契約に基づき其の引渡を受くることを禁止する規定は無い。然るに工業者が同規則施行前に爲した買受契約に基づき、其の施行後に割當票と引換でなく絲の引渡を受けた被告事件に付き、大審院は之を右規則に違反するものとして、左の如く判示して居る。

「絲配給統制規則第三條ハ買受、同四條ハ販賣ノ制限ヲ爲シ以テ販賣買受雙方ヨリ國策ノ線ニ副ハントセリ、固ヨリ販賣ト買受トニ付其ノ取扱ヲ異ニスベキノ理由ナキハ當然ナリトス。而シテ更ニ其ノ統制ノ周到ヲ期セン爲附則第四ニ於テ工業者ニ對シ第三條ノ絲ヲ販賣スル者ハ本則施行前ニ爲シタル販賣契約ニ基キ工業者ニ對シ第三條ノ絲ヲ引渡スコトヲ得ズトノ注意的規定ヲ設ケテ荷モ漏ルルコト勿ラシメントシ、此ノ附則ハ更ニ昭和十四年商工省令第十五號ノ改正ニ依リ第四條ノ二トシテ工業者ニ對シ指定アリタル第三條ノ絲ヲ引渡スコトヲ得ズトシテ本文ニ編入セラルルニ至レリ、蓋シ法ノ統制セントスル處ハ物品夫レ自體ニアリテ其ノ物品授受ノ權利義務ノ發生時期ノ如キハ問フ所ニアラザルナリ是レ此ノ注意規定ノ生ズル所以ナリ。……想フニ販賣又ハ買受ニ付注意規定ヲ設ケタルトキハ其ノ反面タル買受又ハ販賣ニ付同規定ヲ設ケタルガ如キハ徒ニ繁雜ヲ増シ立法ノ體裁ヲ毀クルヲ以テ其ノ一方的注意ヲ以テ十分ナリトセシナリ。」

併しながら同一物資の賣買に付き販賣者と買受人とを等しく處罰するや否やに付いては、法令の定め方は一樣ではなく、販賣者に對する禁止規定が有るからと言つて、それが當然買受人にも適用せらるるものとして居るのは、明らかに不當であ

る。却つて反對に、販賣に付いての禁止規定を設けて、買受に付いての同様の規定を設けて居らぬのは、買受に對しては不問に附するの意を明示して居るものと爲さねばならぬ。本件絲配給統制規則附則第四にも明らかに「工業者ニ對シ第三條ノ絲ヲ販賣スル者ハ」云々とあるのであるから、それが専ら販賣者に對する命令であることは、疑を容るべき餘地なく、濫りに立法の目的を臆測して、之を買受人にも適用せらるるものと解して居るのは、許すべからざる不當の擴張解釋である。

之を要するに、刑罰法令の用語の解釋に於いては、原則としては其の用語が社會の一般人に依つて理解せらるるであらうと推測せらるる普通の意義を其の標準と爲すべく、唯法律が犯罪として定めて居る行爲と、反社會性に於いて全く同一の價值を有すと認むべき場合にのみ、文字上の普通の意義に於いては犯罪として定められて居る範圍に屬しないものでも、其の範圍に屬するものとして解することが正當と爲すべきであるが、之に反して、假令立法の目的から見て等しく禁止すべき理由ありと認めらるべき行爲であつても、其の反社會性に於いて現に禁止せられて居る行爲と程度を異にするものであれば、解釋に依り其の程度を擴張することは、絶対に許すべからざる所で、用語の普通の意義から見て犯罪とせられて居らぬ行爲を以つて、犯罪を構成するものと爲すべきではない。

(二) 刑罰法令と類推解釋

右に述べたと同一の理由に因り、類推解釋即ち法令に別段の規

定なきに拘らず他の同様の事項に關する原則を類推して其の規定あると同様に解することは、被告人の不利益の爲めには、原則として許さるべきではない。賣主に對し法令施行前の契約に基づき現物の引渡を爲すことを犯罪とする旨の規定が有るからと言つて、買主に付いても同様に法令施行前の契約に基づき現物の引渡を受くることは、當然犯罪を構成するものと爲すが如きは、此の如き不法なる類推解釋の一例として見るべきである。

之に反して、被告人の利益の爲めには、類推解釋が法令の眞の意義を理解する爲めに必要であることは、刑罰法令に於いても他の一般法令に於けると異なる所は無い。若し他の同様の事項に關して一般に適法として認めらるる所であれば、法令の文字上の意義から言へば、犯罪に該當するものの如く解せらるるものであつても、其の文字上の意義に拘泥することなく、他の同様の事項に關する一般の原理を類推して、犯罪に該當しない適法の行爲として認むることが、解釋上正當な態度でなければならぬ*。

* 此の點に於ける大審院判例の態度を見ると、被告人の不利益の爲めには屢々類推解釋を用ゐ、法律の用語上の意義に於いては犯罪に該當しないものをも犯罪として處斷することを躊躇しないに拘らず、被告人の利益の爲めには、却つて類推解釋を拒否し、他の同様の事項に於いては明らかに適法とせられて居るものもに付いても、法律の規定の文字解釋に拘泥して、

違法として處斷する傾向が有り、罪疑はしきものも必ず罰すといふやうな態度を取つて居るのでなからうかと疑はれるものがあることは、遺憾である。其の一二の例を擧げると、

(一) 昭和十六年六月十九日の大審院判決は、綿絲商が國內用ガラ紡絲を超過價格を以つて販賣した被告事件に付き、原審に於いて、綿絲製造業者の最高販賣價格として指定せられて居るものを基準價格と爲し、それを超過した對價で販賣した故を以つて有罪の判決を爲したのに對し、上告論旨として、綿絲商が製造業者より綿絲を買入れて之を他に轉賣する場合の販賣價格は、製造業者自身の販賣價格を基準と爲すべきでなく、それよりも高率であるべきが當然であると主張したのを排斥して、昭和十三年商工省告示第一四二號「綿絲販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依ル綿絲ノ種類及最高價格指定ノ件」末尾二には「綿絲ヲ販賣スル者(綿絲ヲ製造又ハ加工スル者ヲ除ク)ガ消費者ニ對シ販賣スル場合綿絲ヲ製造又ハ加工スル者ガ販賣スル場合ノ最高價格ニ其ノ百分ノ二ヲ加ヘタル價格」とあるけれども、それはガラ紡絲には適用なきものと爲し、左の如く判示して居る。

『昭和十三年商工省告示第四百十二號ハ綿絲販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依リ綿絲ノ種類及最高販賣價格トシテ純綿絲及國內用綿絲ニ付定メタルモ、ガラ紡絲ニ付何等ノ規定ナキヲ以テ同告示末尾ノ二ノ價格加算ノ規定ハガラ紡絲ノ販賣ニ付テハ其ノ適用ナキモノト解スルヲ相當トス。蓋右告示ハ昭和十三年五月二十日公布實施サレタルモノナルニ其ノ後同年六月二十九日ニ至リ同省告示第六十六號ヲ以テ改正サレ第二ノ(一)ノ(1)ノ甲表ノ欄中ニ「八番未滿」ヲ追加シ更ニ附記ニトシテ「ガラ紡絲ハ十貫目ニ付八番未滿ノ最高價格ノ五分ノ一ノ價格ヲ以テ最高價格トス」ト追加シタルヲ以テ此ノ時以後ニ於テハ同告示ノ適用ヲ見ルベキモノナルニ其ノ後同十四年一月三十日商工省告示第十六號ヲ以テ右告示第六十六號以降ニ附シタル前掲附記ヲ削除シ同日告示第十五號ヲ以テ別ニガラ紡絲ニ付公定價格ヲ定メタルモノナレバナリ。從テ右告示第十五號ニハ右第四百十二號末尾ニノ適用ナキモノト謂ハザルヲ得ズ、故ニ原審ニ於テ該末尾ニ「價格ヲ考慮セザ

リシハ當然ナリ。』

併し假令規定の形式から見て、ガラ紡絲の最高價格を指定した十四年告示第一五號は、一般の綿絲に關する十三年告示第一四二號とは別個の定であるとしても、生産業者の販賣價格と商人の販賣價格とが多少其の率を異にすべきことは、總ての物資に通ずる當然の原則であり、獨リガラ紡絲に付いてのみ之を否定すべき理由は無い。一般の綿絲に付き商人の販賣價格は生産者の販賣價格よりも百分の二だけ高率であることが許されて居るならば、ガラ紡絲に付き形式上には別段の規定は無いにしても、ガラ紡絲も綿絲の一種である以上、當然それが類推適用せらるるものと解するを正當と爲すべきであらう。

(二) 昭和十六年十月十四日の判決は、製鐵業者が其の製造せる犁先を超過價格を以つて販賣した被告事件に付き、其の基準價格を指定せる十四年廣島縣告示第八八八號に、犁先規格品仕上二三〇匁のもの一個の生産者販賣價格を三十九錢と定め、備考として「前記規格品以外ノモノノ販賣價格ハ百匁ヲ増減スル毎ニ十七錢ノ割合ヲ以テ上下セシムルモノトス」と定めて居るのを、原審に於いて、右は百匁未滿の増減には價格の上下を許さない趣旨であるとして處斷したのに對し、上告論旨として、右告示の趣旨は百匁未滿の増減でも同じ割合で價格を上下せしむるに在ると主張し、其の例證として民事訴訟用印紙法第二條「訴訟物ノ價格五千圓以上ハ千圓ニ達スル毎ニ三圓ヲ加フ」とある定が五千圓を超ゆるものは千圓未滿でも増税する趣旨に解せられて居る例を引用したけれども、大審院は之を容れず、原判決を正當なりとして左の如く判示した。

『特ニ百匁ヲ増減スル毎ニ云々ナル文詞ノ存スルニ依リテ之ヲ稽フレバ、本件犁先等ノ如キ犁部分品ノ製造業者ノ販賣價格ハ規格品タル仕上二百三十匁ノモノ一個ヲ單位トシ製造業者ノ工場渡ニテ金三十九錢ノ定ナルモ、該規格以外ノモノニ付テハ右二百三十匁ノ量目ヲ標準トシテ百匁ヲ増減スル毎ニ金十七錢ヲ加減シタルモノヲ以テ販賣價格ト爲シ、百匁未滿ノ量目ヲ増減スル場合ニハ假令百匁ニ近キ増減ヲ生ズルトキト雖モ販賣價格ヲ變更セザル趣旨ト解スルヲ相當トスベク、統制法規ト其性質ヲ異ニスル民事訴訟用印紙法第二條ノ規定ト同一文理解釋ニ從フベキモノト論ズベキニ非ズ。而シテ之ガ爲メ所』

論ノ如ク二百三十匁ニ増スコト百匁未滿ノ二百二十九匁ノ物品モ二百三十匁ヨリ減ズルコト九十九匁ナル百三十一匁ノ物品モ均シク一個三十九錢ナル同一販賣價格ト爲ルガ如キハ統制ニ關スル一般法規ノ性質上寔ニ已ムヲ得ザル所ナリト云ハザルベカラズ。』

此の判決の當否も疑はしい。勿論民事訴訟用印紙法の解釋を以て直ちに本件の如き場合を類推し得べきではないが、統制法規に付いても其の解釋が合理的なることを要することは勿論で、如何に無理な結果を生じてもそれは統制法規の性質上『寔ニ已ムヲ得ザル所ナリ』として放棄すべきではない。本件の如き價格の低廉な日用器具に付き、二十二錢、三十九錢、五十六錢といふやうに一躍十七錢づつの間隔を必要とし、其の中間の販賣價格を全然認めないことは、甚だ不合理であり、又百匁未滿の増減でも、それだけ原料品が増減し生産價格が上下することから見ても、「百匁ヲ増減スル毎ニ十七錢ノ割合」とあるのは、百匁未滿の増減でも同じ割合で價格を上下せしむる趣旨であると解するを正當と爲すべきであらう。

(三) 昭和十七年二月二十三日大審院判決は、製紙原料商が超過價格を以つて製紙原料用屑紙を販賣した被告事件に付き、屑紙の販賣價格は初め昭和十三年商工省告示第二五八號に依り同年八月三十日の實績價格を以つて基準價格と爲し、後昭和十四年九月二十二日商工省告示第二四七號を以つて「屑紙(製紙原料)ノ工場持込販賣價格」が指定せられたが、原審に於いて十三年告示第二五八號違反として處斷したのに對し、上告論旨として、右告示に依る十三年八月三十日の實績價格を以つて基準價格とする定は、十四年告示第二四七號に依る販賣價格の指定に依り、當然其の效力を失つたものであると主張したのを排斥して、左の如く判示して居る。

『昭和十四年九月商工省告示第二四十七號ヲ以テ屑紙(製紙原料)ノ販賣價格公示セラレタリト雖、該公定價格ハ屑紙ヲ製紙原料トシテ使用スル工場ヘノ持込價格タルニ止リ本件ノ如キ製紙原料商間ノ販賣價格所謂中間販賣價格ヲ律スルモノニ非ザルモノト解スベク、從テ右第二四十七號ニ依リテ前記告示第二五十八號ガ全然廢止セラレタルモノト謂フベカラザ』

レバナリ。」

此の判決の趣旨も正當とは思考せられない。從來停止價格に據つてゐたものが、「工場持込販賣價格」に付いてのみとは言へ、それよりも著しく高價に公定價格が指定せられたのであるから、假令工場持込に至るまでの中間販賣價格に付いては、別段の明示の規定は無いにしても、工場持込價格に付き停止價格を基準とすることが廢止せられた以上は、工場持込に至るまでの中間販賣價格に付いても、當然之を類推して停止價格を基準とすることは等しく廢止せられたものと爲さねばならぬ。何となれば、工場持込販賣價格と中間販賣價格とは當然相比例すべきもので、前者に付き公定價格を指定しながら、後者に付いては依然それよりも著しく低廉である停止價格に據らしむることは、事の性質上甚しく不合理であるからである。

(三) 法令解釋の基準としての社會的條理 經濟罰法令に於いても、他の一般法令に於けると同じく、其の解釋に付き第一に法令の用語の普通の意義に據るべきことは勿論であるが、之と同時に、社會的條理は之を補正すべき基準たるべきもので、若し其の用語の普通の意義に理解することが社會的條理に反するものであれば、條理の示す所に從ひ之を補正して解することが、當然の必要である。

就中法令が精確に具體的の事物を表現する用語を用ゐず、抽象的な概念的の用語を用ゐて居る場合に、果してそれに該當するや否やを判斷する爲めには、殊に條理の要求を考察することが最

も必要であり、而して經濟事犯に關して條理の要求とは即ち經濟的の條理を意味し、經濟上の健全な社會的認識に於いて許容せられて居る所と認めらるるものは、法令の禁止に該當しないものと解せねばならぬ。

此の如き抽象的な用語が經濟事犯に關して用ゐられて居る一例としては、暴利行爲等取締規則に所謂「暴利」の語を擧げることが出来る。同規則第一條には「何人と雖モ暴利ヲ得テ物品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ」とあるが、果して暴利を得て販賣する行爲に該當するや否やに付いては、具體的な一定の標準を定め難く、一に之を社會的條理に求むるの外は無い。若し低物價政策といふやうな見地に拘泥して、濫りに之を擴張して解するならば、それは決して國法の精神に適する所以ではない。尙此の點に付き判例の取つて居る見解に付いては、後に之を述べる。

二 經濟罰法令の解釋に關する諸實例

經濟統制に關する法令は、價格の統制・物資の統制・勞務の統制・企業の統制・資金の統制等甚ださまざまであるが、裁判上に實際の問題となるのは、主としては價格の統制及び物資の統制に關するもので、其の兩者を通じて殊に物資の販賣及び買受に關する制限が、最も多く實際の問

題となつて居り、其の外、地代家賃の制限・物資の製造使用の制限・従業者の雇入の制限等に付いても、裁判上の問題となつたものが有る。

此等の問題に關する法令の解釋に付き、一々之を論ずることは、此處に目的とする所ではないが、大審院の判例に見はれて居る重なる諸問題に付き、成るべく簡単に左に其の要旨を摘記して置きたいと思ふ。

(一) 「販賣」の制限の意義 價格等統制令の實施以後は、販賣價格の制限は主として同令に依り律せらるるものとなり、而して同令には「販賣」の語を用ゐず、廣く營利の目的の爲めにする賣渡及び買受は總て同令の適用を受くるものとなつた爲めに、同令の適用に關する限りは、「販賣」の語の意義に付き別段の問題を生ずる餘地は無くなつたが、物品販賣價格取締規則の行はれてゐた間は、販賣價格の制限を受くる者は販賣者に限られて居り、其の外、物資の統制に關する法令に於いても、販賣を制限する旨の規定を爲して居るものが多かつた爲めに、其の所謂「販賣」とは何を謂ふか、「販賣スル者」と謂ひ「販賣業者」と謂ふのは其の意義を異にするものであるや等に付き、屢々實際上の問題を生じた。

(イ) 「販賣」とは業としての賣渡のみを意味するや又は一回限りの賣渡をも含むやに付き、大

審院判例は一般に業としての賣渡に限らないものと解して居る*。

* 昭和十五年三月六日の判決は、此の趣旨を言明して、

『物品販賣價格取締規則第一條ニ所謂販賣トハ營利ノ目的ヲ以テスル一切ノ有價的讓渡行爲ヲ指稱シ其ノ行爲ヲ連續反覆スルト否トヲ問ハザルモノト解スベク、苟モ或物品ニ付右行爲ヲ爲ストキハ其ノ者ハ即同條ニ所謂當該物品ヲ販賣スルモノニ外ナラズト謂フベク其ノ者ニ於テ之ヲ爲スヲ業トスルコトヲ要スルモノニ非ズ。』

と曰ひ、爾來常に此の判例に従ひ、例へば、昭和十五年十月十二日の判決に於いても左の如く判示して居る。

『昭和十三年商工省令第三十九號綿製品ノ販賣制限ニ關スル件ニ所謂販賣トハ利益ヲ得ル目的ヲ以テスル一切ノ有價的讓渡ヲ指稱シ其ノ行爲ガ繼續的若ハ反覆的ノモノナルコトヲ要セズ。』

併し此の判例の趣旨は、其の文字通りの意義に於いては、正當ではない。此等の統制法令に於いて統制の對象と爲して居るのは、専ら業者であり、業者が其の業務上の物品を賣渡す場合にのみ其の統制に服するのであつて、業者に非ざる一般人は其の適用を受くるものではない。「販賣」といふ語の字義から謂つても、それは「うりさばき」「うりひろめ」を意味し、専ら商取引として商人の爲す賣渡のみが之に該當する。判例には「營利ノ目的ヲ以テスル」有價的讓渡と曰つて居るけれども、「營利」といふ語も専ら業務に付いてのみ用ゐらるる觀念で、「營」といふ文字の意義から言つても、個々の賣渡行爲に付いて用ゐらるる觀念ではない。業者に非ざる者が所持

品を賣拂ふのは、假令金銭上の利得の爲めにするものであつても、營利の爲めの行爲とは稱し得べきではない。

但し營利業者が其の業務に關して爲す賣渡である以上は、必ずしも其の主たる業務に屬するものなることを要せず、例へば、製造業者が其の製造原料品を同業者に分賣し、染物業者が手持の織物を織物業者に賣渡すが如きも、業務上の販賣なることを失はない*。

* (一) 昭和十五年二月十五日大審院判決が『昭和十三年商工省令第三十一號第一條ノ販賣中ニハ同業者間ニ於ケル所謂分ケ賣ヲモ包含スルモノトス』と曰つて居るのは正當である。その他(二) 同年三月六日の判決は、古物商が是れまで扱つたことの無かつた自動車タイヤ並中袋を賣渡したのを、販賣に該當するものと爲し、(三) 同年七月一日の判決が、織物業者が手持のスフ絲を同業者に賣渡したのを販賣に該當するものとし、(四) 同年十月十二日の判決が、染物業者が染色の註文を受け不出來の爲め註文者に納むることが出來ず手持となつた綿織物二百反を綿布ブローカーに賣渡したのを販賣であるとして居るのは、何れも結果に於いては正當と爲すべきであらう。

「販賣」とは専ら業として爲す賣渡を意味するのであるから、法令が或は「販賣業者」と曰ひ、或は單に「販賣スル者」と曰つて居ても、兩者は結局同一の意味に解すべきものである*。

* 昭和十五年七月一日の大審院判決が、『絲配給統制規則第四條第一項ニ所謂絲ヲ販賣スル者トハ汎ク對價ヲ得ル目的ヲ以テ絲ヲ讓渡スル者トス』と曰つて居るのは、其の文字通りの意義に於いては正當ではない。

但し「販賣業者」と曰つても、必ずしも其の物の販賣を主たる業務と爲す者たることを要するものではなく、他の業務に附隨して爲す場合でも、法律の所謂「販賣ヲ爲ス者」又は「販賣業者」に相當する。昭和十五年二月二十四日の判決に『利益ヲ得ル目的ヲ以テ繼續反覆シテ鐵鋼ノ販賣ヲ爲ス者ハ他ニ主タル營業ヲ爲スト否ト若クハ其ノ販賣回数ノ多寡如何ニ拘ラズ鐵鋼配給統制規則第二條ニ所謂鐵鋼ノ販賣業者ニ該當ス』と曰つて居るのは、正當である。

(ロ) 「販賣」を爲すことが制限せられて居る場合に、それは賣渡契約を爲すことの制限であるや又は物の引渡を爲し若くは代金を受領することの制限であるやに付いては、判例の見解は必ずしも一貫して居らぬが、別段の定なき限り、販賣とは賣渡契約を意味するものと解すべく、契約の履行として事實上に物を引渡し又は代金を受領することは販賣行爲それ自身ではなく、販賣の結果としての履行に外ならない*。

* 昭和十五年三月十四日の大審院判決が、『綿絲販賣價格取締規則第一條ニ所謂販賣トハ賣買契約ノ締結ヲ指稱スルモノトス』と曰つて居るのは、正當である。

之に反して、昭和十四年三月二十九日の判決は、「契約ノ履行トシテ綿絲ヲ引渡ス場合」も綿絲の賣渡に相當するものとして居るけれども、それは正當と爲し得ないことは前に述べた(一九五頁)。

(二) 割當票と引換に非ざる販賣又は買受の禁止 物資の統制に關する法令に於いては、種

種の物資に付き、販賣業者は割當票と引換に非ずして工業者に之を販賣することが禁止せられて居ると共に、工業者も亦割當票と引換でなく之を買受けることが禁止せられて居るものが多い。此の場合に付き其の所謂販賣又は買受が何を意味するかに付き、前に述べたやうな問題を生じた外に、割當票との引換を要する點に付いても、種々の實際上の問題を生じた。

(イ) 割當票との引換は、賣渡契約を爲す當時なることを要するや否やに付いては、判例は必ずしも其の引換が賣買契約と同時になることを要しないのみならず、現物の引渡と同時になることを要しないことを認めて居るけれども、少くとも物の引渡當時買主が既に割當票を所持せることを要するものとして居る*。

* 昭和十六年十月二十五日の大審院判決は曰く、

『鐵鋼配給統制規則第二條ハ割當證明書存在セザルトキ又ハ存在スルモ之ニ依ラザルトキニ限り鐵鋼ノ販賣ヲ原則トシテ禁止セントスルニ過ギザルヲ以テ同條ニ所謂引換トハ所論ノ如ク鐵鋼ト割當證明書ト同時瞬間的ニ交換スルヲ要求スルモノニ非ザルコト多言ヲ要セズ、從テ鐵鋼ノ賣主ガ割當證明書ヲ豫メ預リ置キ然ル後數日ヲ經テ鐵鋼ノ引渡ヲ爲スガ如キハ同條ニ所謂引換アリト謂フヲ毫モ妨グルモノニ非ザルハ勿論、假令賣主ガ割當證明書受領前ニ鐵鋼ヲ買主ニ引渡シタリトスルモ其ノ引渡前ニ買主ガ割當證明書ヲ所持シ居リテ鐵鋼受領後遲滞ナク該證明書ヲ賣主ニ交付スル約定アリテ鐵鋼受領後遲滞ナク之ヲ履行シタルガ如キ場合ニハ同條ニ所謂引換ナリト認ムルヲ得ベシ、然レドモ賣主ガ未ダ割當證明書ノ發行ナキニ拘ラズ

單ニ買主ニ對スル割當決定通知書ニ依リ鐵鋼ヲ引渡スガ如キハ縱令鐵鋼引渡後間モナク割當證明書ガ發行セラレ買主ヨリ賣主ニ之ヲ交付追完シタリトスルモ同條ニ所謂引換アリト爲スヲ得ズ。』

併し此の判例の當否は疑はしい。法律の要求する所は、各工業者に付き割當數量を一定し、其の數量を超えて賣買することを禁止することに在るのであるから、其の數量の範圍内であれば法律の要求は滿されたものであり、隨つて既に割當決定の通知が有り割當數量の範圍内であることが確實であれば、後日割當票を受取ることを條件として現物の引渡を爲したとしても、其の條件が充たされ割當票が交付追完せらるることに依り其の賣渡は適法化すべきもので、敢て現物の引渡當時買主が既に割當票を所持してゐたことを必要と爲すべき理由は無いと信せられる。

(ロ) 割當票が物資の種類別に區別して交付せらるる場合に於いては、異種類の物資に對する割當票と引換に賣買することは、法律の定むる要件を滿たしたものであるのではなく、禁止違反たることを免れない*。

* 昭和十七年八月十五日の東京控訴院上告判決は、生絲の平絲割當票に依る撚絲の買受に付き、左の如く判示して居り、それは正當と認むべきである。

『地方長官若ハ商工大臣ノ指定シタル統制團體ニ於テ生絲ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造ヲ業トスル工業者ニ對シ平絲及撚加工絲別ニ生絲ノ割當ヲ實施シ夫々其ノ者ニ割當數量ニ相當スル種類ノ割當票ヲ交付セル場合、該工業者ニ於テ撚ニ平絲

ノ割當票ヲ以テ指定外ノ撚絲ヲ購入スルハ夫自體統制ノ趣旨ヲ紊リ其ノ運用ヲ阻害スル所爲ナルコト明ナルヲ以テ固ヨリ之ヲ許容スベキ限ニ在ラズ、生絲配給統制規則第六條第一項ノ違反タルヲ免レザルモノトス。』

(ハ) 割當票が使用期間を限定して交付せらるる場合には、其の期間經過後に其の割當票と引換に當該物資を賣買することの違法であることは勿論であるが、其の所謂使用期間は其の期間内に現物の引渡をも完了することを要する趣意であるや、又は其の期間内に賣買契約を爲すを以つて足れりとするやは、疑が有り、判例は前の意味に解して居るけれども、それは贊成し難い*。

* 昭和十七年十一月五日の大審院判決は、此の點に付き左の如く判示して居る。

『右割當票ハ該使用期間内ニ於テノミ有效ニ之ヲ使用シ得ベク右期間經過後ニ在リテハ該票ヲ授受シテ適法ニ生絲ヲ販賣シ又ハ買受クルコトヲ得ザルモノト云ハザルベカラズ、而シテ右統制規則第六條ハ生絲自體ノ移動ヲ調整スルコトヲ主眼トスルモノニシテ之ニ依リ權利義務發生ノ原因タル賣買契約ヲモ統制セムトスルモノニ非ザルコト疑ナキ所ナルヲ以テ、苟モ割當票ニ付使用期間ノ定アル以上ハ同期間ニ限り賣買契約ノ履行タル目的物ノ授受ノ爲メ割當票ヲ交付シ又ハ之ガ交付ヲ受クルコトヲ要スルモノニシテ、同條ニ於テ生絲ノ販賣又ハ買受ハ割當票ト引換ニ之ヲ爲スベキモノト爲シタルハ畢竟右ノ趣旨ニ外ナラザルモノト解スルヲ相當トスベク、單ニ所論ノ如ク右使用期間内ニ割當票ト引換ニ賣買契約ヲ爲セバ足り其ノ目的物ノ授受ハ之ヲ使用期間經過後ニ爲スモ尙販賣ト引換ニ割當票ヲ交付シタルモノト論ズルヲ得ザルヤ言フ俟タズ。』

併し此の判決の趣旨は不當であると信ずる。物資の統制の爲めにする販賣又は買受の制限が、物資の移動を調整するが爲めにするものであることは、疑を容れないが、物資の移動を調整するが爲めにするとしても、如何なる程度にまで之を制限

するかは一に法律の定むる所に據るべきで、而して法律が其の調整の爲めに物の賣買を制限して居る場合に於いては、専ら物資移動の原因たる賣買のみを其の統制の對象として居ることは明瞭であり、法律に別段の定なき限り、適法に爲された賣買契約の履行として其の目的物を受入れ又は引渡す行爲は、物を買受け又は販賣する行爲と爲すべきではない。使用期間を限定した割當票に付いても、同期間内に現物の引渡をも完了すべきものとすといふ意味の特別の定が無い限りは、其の期間内に之と引換に賣買契約を爲したのは、完全に適法な賣買契約であり、適法な契約を履行することは亦當然に適法なものとして爲さねばならぬ。

(ニ) 割當票又は之と同様の性質を有する購入票が、詐欺罪の目的物としての「財物」に相當するや否や、言ひ換ふれば、虚偽の申立に依り割當票の交付を受けることが詐欺罪を構成するや否やに付いては、判例は一般に之を肯定して居るけれども*、割當票は金錢を以つて評價し得べきものではなく、詐欺罪の目的たる財物には該當しないものと思はれる。

* 例へば、(一)昭和十四年七月三日の大審院判決は『日本綿織物工業組合聯合會ノ發行スル輸出向用綿絲購入券ハ刑法ニ所謂財物ナリトス』と曰ひ、(二)昭和十六年三月二十七日の同判決は『揮發油購買券交付申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ之ヲ行使シテ當該官廳ヲ欺罔シ因テ揮發油購買券ノ交付ヲ受ケタルトキハ詐欺罪ヲ構成スルモノトス』と曰つて居る。私は之を不當と信ずるものであるが、それは刑事犯に關する問題であるから、之を評論することは省略する。

(ホ) 割當票は一般に統制團體に於いて作成するものであるが、それが公文書であるや否やに付いては、判例は之を以つて私文書であると爲し、其の偽造は私文書偽造に該當するものとして

居るが、是も當否甚だ疑はしく、國家の公務が委任せられて居るのであるから、公文書と見るのが正しいであらうと思はれる。

* 昭和十七年二月二日の大審院判決は、『統制團體タル日本鑄物工業組合聯合會が其ノ名義ヲ以テ作成發行スル鐵鋼割當證明書ハ私文書ニシテ、公務所又ハ公務員ノ作ル可キ公文書ニ該當セズ』と曰つて居る。

(三) 價格の統制に於ける基準販賣價格としての指定價格 價格等統制令又は其の以前に於ける物品販賣價格取締規則の何れに於いても、物品の販賣價格に付き行政官廳（主務大臣又は地方長官）の指定が有れば、それは停止價格（指定期日に於ける價格）よりも優先の效力を有し、第一位に基準販賣價格たるべきものとせられて居る。^{*} 普通に之を指定價格又は公定價格と稱する。

* 物品販賣價格取締規則は、停止價格の停止期日は主務大臣が之を指定し、指定價格は主務大臣又は地方長官が之を指定するものとせられてゐたが、同一種類の物品に付き主務大臣が停止期日を指定した後に於いて、地方長官が公定價格を指定した場合に於いては、地方長官の指定の方が優先し、主務大臣の指定に拘らず、それが基準價格たる效力を有する。昭和十六年五月五日の大審院判決は此の趣旨を言明して

『物品販賣價格取締規則第一條ニ依リ商工大臣ガ年月日ヲ指定シタル物品ニ付其ノ後地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタル場合ニ於テハ其ノ販賣價格ハ後者ニ據ルベキモノトス。』

と曰つて居り、それは勿論正當である。

之に反して、同種の物品に付き主務大臣が販賣價格を指定すれば、其の後に地方長官は最早販賣價格を指定するを得ないことは勿論、其の以前に地方長官の指定した販賣價格も之と重複し又は牴觸する限度に於いて當然其の效力を失ふべきものである。昭和十七年四月六日の判決に、

『昭和十五年北海道廳告示第四百十四號農工品ノ販賣價格指定中昭和十五年農林省商工省告示第八號ト重複スル部分ハ販賣價格指定ノ效ナキモノトス』

と曰つて居るのは、此の趣旨を示すもので、それは勿論正當である（一六七頁參照）。

指定價格の意義の解釋に付いては、種々の疑問を生ずるが、判例に見はれて居る所に據り、左に其の重なる問題に付き述ぶる。

(イ) 小賣價格と卸賣價格との區別 指定價格には概ね小賣價格と卸賣價格とを區別して規定するを例として居り、随つて小賣と卸賣とを何を標準として區別すべきかに付き、屢々實際上の問題を生ずる。

小賣と卸賣との區別に付き、其の第一の標準となるべきものは、販賣者の業務であつて、卸賣業者の爲す販賣は特別の反對の理由なき限り卸賣であり、小賣業者の爲す販賣は同様に小賣であると推定せらるべきである。行政官廳の價格の指定に於いて或は「卸賣業者販賣價格」と曰ひ、

或は單に「卸賣價格」と曰つて居るものが有るが、兩者は同じ意味を示すものと解すべきである。卸賣業者の販賣は、其の買主が小賣商人でなく其の物品を原料品とする工業者であつても、卸賣と見るべきと共に、一方には小賣業者の販賣は、其の買主が産業組合の如き其の物品を組合員に轉賣するが爲めにするものであつても、尙小賣として見るべきものである*。

* 大審院判例は、小賣と卸賣との區別の標準に付き、一般に其の買主及び數量に依つて決すべきものとして居り、賣主の業務を以つて其の第一の標準と爲すべき旨を判示した例は、之を見ない。却つて反對に小賣業者の販賣でも産業組合に對し大量に販賣したのは卸賣であると判示した例が有る。

昭和十六年十二月十六日の判決はそれで、某産業組合が木炭商から小賣價格で三回に木炭合計千四百七十三俵を買受けたのを、原審で之を卸賣と認定し、指定の卸賣價格を超過する對價を以つて買受けたものとして有罪の判定を爲したのに對し、上告論旨として、賣主たる木炭商は小賣商人であり、小賣値で買受ける約束で買つたのであるから、卸賣に相當しないと主張したけれども、大審院は之を排斥して左の如く判示した。

『凡ソ販賣が卸賣ナリヤ小賣ナリヤハ一ニ右賣買取引ニ關スル當事者ノ地位及數量ノ多寡等諸般ノ客觀的事情ニ依リテ定マリ當事者ノ主觀的意思ニ依リテ左右セラルモノニ非ザルヲ以テ、本件ニ於テ所論ノ如ク假令賣主タル甲及買主タル被告人組合ノ代表者乙ノ雙方ガ孰レモ小賣價格ニ依リテ賣買スル意思ノ下ニ判取引ヲ爲シタルモノトスルモ、苟モ直接消費者ニ非ザル被告人組合ガ判示ノ如ク大量ニ木炭ヲ購入スルモノナル以上右賣買ハ之ヲ卸賣ト認ムルヲ相當トスベク、從テ右賣買價格ハ所論ノ如ク小賣價格ニ依ルベカラズシテ卸賣價格ニ準據スベキモノト解セザルベカラズ。尤モ賣主タル甲ハ木炭小賣商ナルコトハ記録ニ徴シ之ヲ認メ得ベキモ、小賣商ノ爲ス販賣ヲ以テ所論ノ如ク悉ク之ヲ小賣ナリト即斷シ得ベキニ非ズシ

テ該取引ノ客觀的事情ニ依リテハ法ニ所謂卸賣ニ該當スルモノナシト謂フベカラザルガ故ニ單ニ甲ガ小賣商ナルノ一事ヲ以テ本件取引ヲ小賣販賣ナリト爲スヲ得ザルヤ言フ俟タズ。』

併し此の判決の趣旨は正當とは思考せられない。小賣であるや卸賣であるやが、賣買當事者の意思に依つて定まらず、客觀的事情に依つて定まることが正當であるが、賣主が小賣を專業とする者であることが認定せられた以上は、小賣業者が卸賣價格を以つて販賣することは、業務の性質上不可能であるから、假令大量販賣であつても小賣に相當するものと爲すべきである。殊に産業組合は營利業者ではなく、組合員共同の利益の爲めに木炭を購入したのであり、買値の儘之を組合員に販賣することも可能であるから、小賣價格を以つて大量に木炭を購入したとしても、之を處刑すべき何等の理由も無い。

大審院判例の中にも、賣主の業務の性質から見て、其の販賣が假令大量であつても尙小賣に相當するものと判示した例も有る。昭和十五年六月十七日の判決はそれで、産業組合に於いて組合員たる菓子製造業者に製菓原料としての砂糖を大量に販賣したのを、原審に於いて卸賣と認定し、指定の卸賣價格を超過するものとして有罪の判決を爲したのに對し、上告論旨として、右は卸賣ではなく小賣であり、指定の小賣價格を以つて販賣したのであると主張したが、大審院は上告論旨を理由ありとし、原判決を破毀して自ら無罪を宣告した。其の理由に曰く、

『産業組合ハ組合員ノ産業又ハ經濟ノ發達改善ヲ企圖スルコトヲ目的トシ組合員共同ノ利益ヲ達成スルコトヲ主眼トスルモノナレバ組合員ニシテ組合ヨリ砂糖ヲ買受ケ菓子ヲ製造シテ販賣スルヲ業トスル者アル場合ニ於テ右組合ノ砂糖賣却行爲ハ該上組合ノ目的外ニ出デザルヲ以テ卸賣ニ非ズシテ小賣ナリト解スベキモノトス。蓋シ産業組合ハ小資本者ガ相倚リ相扶ケテ組合員相互ノ産業又ハ經濟ノ發達改善ヲ企圖スルモノナレバ組合ノ組合員ニ對スル賣却行爲ハ即チ組合員ノ産業又ハ經濟ノ發達改善ヲ圖ルニ在リテ小賣ヲ本質トスレバナリ、故ニ右ノ場合ニ在リテハ賣却數量ノ多寡ヲ論ゼズ又組合員ガ直接生活ニ消費スルト菓子製造ニ用フルト問ハズ原料其ノ儘ヲ他ニ轉賣スルニ非ザル以上産業組合法ガ規定セル性質ニ反スルモノ

ト謂フヲ得ザルモノトス。』

此の判決の趣旨は正當であり、前の判決は之と其の趣旨に於いて相容れないものと思はれる。

併し卸賣は必ずしも卸賣業者の爲す販賣に限るものではなく、卸賣を本業と爲す者でなくとも、營利業者が其の營業上の物品を販賣する行爲で其の社會的評價に於いて卸賣業者の爲す販賣と同一視すべきものは、等しく卸賣に相當するものと爲すべきである。卸賣業者の爲す販賣行爲の特質として見るべきものは、第一に大量販賣であることであり、第二に其の相手方が等しく營利業者であることである。大量販賣であることは、小賣に比し單に程度の問題ではなく、小賣との數量の懸隔は顯著であつて、之を以つて小賣と區別すべき主たる特色と爲すことが出来る。卸賣の相手方たる買主は又通常は小賣商であるが、小賣商でなくとも營利業者が其の業務の爲めに買入るものも亦之に準すべきものである。卸賣を本業と爲す者でなくとも、營利業者で其の營業の爲めに大量に取扱ふ物品を他に販賣する場合に、右と同様の特色を有するものであれば、等しく卸賣に相當するものと爲すべきである*。

* 小賣と卸賣との區別に付いては、價格の指定に關する場合の外に、「綿製品ノ販賣制限ニ關スル件」(十三年商工省令三九號)には、「小賣ヲ除キ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ」と規定せられてゐた爲めに、其の適用に關し大審院の問題となつたことが有り、昭和十五年十月十二日の判決は、

『利益ヲ得ル目的ヲ以テ相當多數量ノ綿織物ヲ商品トシテ綿布ブローカーニ賣渡シタルトキハ右省令ニ所謂綿織物ノ小賣ヲ除キタル販賣ニ該當ス。』

と曰つて居り、昭和十六年三月三十一日の判決も同様の趣旨を以つて

『同省令ニ所謂小賣トハ綿絲等ヲ直接消費スル者ニ對スル少量ノ販賣ヲ指稱シ之ヲ原料又ハ材料ニ使用スル工業者ニ對スル販賣ノ如キハ之ヲ包含セザル趣旨ナリトス。』

と曰つて居る。兩者共に卸賣業者ではなく綿絲又は綿織物の工業者で、其の手持品を營業者に大量に賣渡したのが、小賣に非ざる販賣と認められたので、判旨其の限りに於いて正當と爲すべきである。

價格の指定に於ける小賣と卸賣との區別に付いても、略同じ趣意を以つて、(一)昭和十六年七月十九日判決は、

『麵類製造業者ニ對シ其ノ原料タル小麥粉ヲ大量的ニ販賣スルハ昭和十五年農林商工省告示第一號ニ所謂卸賣ニ該當ス』と曰ひ、(二)昭和十六年九月十六日判決も

『昭和十四年兵庫縣告示第七百五號ニ所謂小賣價格トハ「カーバイト」ノ直接消費者ニ對スル少量販賣ノ場合ニ規準ト爲スベキ價格ト解スベク事業上ノ必需品タル「カーバイト」ヲ其ノ工業者ニ大量販賣スル場合ニ依ルベキ價格ノ如キハ之ヲ包含セザルモノトス』と曰つて居る。

卸賣と小賣とを兼業とする者が爲す販賣に付いても、それが卸賣であるや小賣であるやは、亦右の標準に依り區別すべきものである*。

* 昭和十六年九月八日大審院判決は曰く、

「本件ノ如ク卸賣ト小賣ヲ兼業セル取引ノ態様ニ付稽フルニ此ノ種ノ業者ハ一面ニ於テ卸賣ヲ爲スト同時ニ他面ニ於テ小賣ヲモ爲スガ故ニ一個ノ人格ヲ以テ二個ノ資格ヲ兼備スルモノナレバ其ノ取引ハ何レニ屬スルヤ輒スク決シ難キモノアルニ似タリト雖、卸賣業者ノ相手方ガ當該物品ノ小賣業者ニシテ且直接消費ノ目的ナキトキハ卸賣ト解スベク又其ノ相手方ガ直接消費者ナルトキハ小賣ナリト解スルヲ妥當トス、若シ然ラズトセバ卸賣業者ハ小賣ヲ兼業セルヲ名トシ卸賣ノ場合ニモ小賣價格ヲ以テ販賣シ以テ價格ノ形成ヲ害スル虞アレバナリ。」

小賣であるや卸賣であるやは、賣買當事者の主觀的意思に依つて定まるものではなく、客觀的な社會的評價に依つて定まるのであるが、優等品と劣等品とを混和し其の全體を優等品として販賣する場合に於いては、社會的評價に於いても其の全體が一體として販賣せらるるのであるから、それが小賣又は卸賣の何れに相當するかに付いては、其の全體の數量が大量であるや否やに依つて判斷すべく、優等品の數量と劣等品の數量とを分別して判斷すべきではない。

* 昭和十六年十二月十六日大審院判決は、蕎麥粉の販賣價格は、農林省告示に依り「一袋（正味二二匁入）以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル大口販賣價格」と「一袋未滿ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル小口販賣價格」とに分ち指定せられて居るが、二十二匁入一袋に蕎麥粉六割に小麥粉四割を混入して超過價格を以つて販賣した被告事件に付き、原審で大口販賣價格を基準として其の超過額を判示したのに對し、上告論旨として、蕎麥粉は一袋二二匁入ではなく其の六割即ち一三・二匁であり、小麥粉も其の四割即ち四・四匁であるから、兩者共に小口價格を以つて律すべきものであると主張したのを排斥して、此の場合は蕎麥粉の大口販賣を以つて論ずべきものとして居る。曰く

「一定ノ價格ノ指定アル物品ノ一定數量ニ之ヨリ少量ノ割合ニ依リ右價格ヨリ低キ價格ノ指定アル他ノ物品ヲ混入シテ販賣スルトキハ前者ノ物品ノ販賣トシテ論ズルヲ相當トスベク、而シテ右價格ノ指定ガ一定數量入一袋ヲ單位トシタルトキハ右混入シタル一袋中ニハ混入セラレタル物品ノミニテハ右一定數量存セズ混入シタル物品ト合シテ右數量ニ達スル場合ト雖右一袋ニ關スル價格ヲ規準トスベク、又其ノ販賣ガ大口販賣ナルトキハ大口販賣ニ關スル指定價格ヲ規準トスベク」云々。
此の判決の趣旨は正當で、蕎麥粉と小麥粉とを別々に販賣するのでなく、其の全體を二二匁入一袋を單位とする蕎麥粉として販賣する以上は、社會的評價に於いて之を蕎麥粉の大口販賣と見るべきを當然とする。

小賣價格に付いても、卸賣價格に於けると同様に、小賣業者に非ずとも、營利業者が業務上の手持品を他に販賣し、而もそれが卸賣と見るべからざるものであれば、小賣に準じ小賣價格を以つて律すべきものである*。

* 昭和十六年五月十三日の判決は「昭和十四年十月五日福井縣告示第五五二號ニ於テ指定シタル丸釘ノ小賣價格ハ其ノ販賣業者ガ小賣スル場合ノ價格ノミナラズ其ノ販賣ヲ業トセザル者ガ小賣スル場合ノ價格ヲモ指定シタルモノトス」と曰つて居る。それは土工業者が知人の靴商から丸釘を譲られたい旨の交渉を受け、手持の土工用の釘を超過價格で譲渡したといふ被告事件で、此の場合にも等しく指定の小賣價格を以つて律せらるべきものと判定せられたのである。

(ロ) 引渡の場所を標準とする指定價格 指定價格の中には屢々貨物引渡の場所を標準と爲し「産地最寄驛乗渡價格」とか「店先渡價格」とかいふやうに規定して居ることが有る。此等の場合に其の汽車又は船舶の乗渡價格として指定して居るのは卸賣價格に相當し、持込價格として定

めて居るのは小賣價格に相當するのであるが、斯く引渡の場所を標準として定められて居る場合には、必ずしも卸賣であるや小賣であるやを判別するを要せず、専ら其の引渡の場所に依り其の販賣價格の適法であるや否やを定むべきことは勿論である*。

* 昭和十四年農林商工省告示第十號は、木炭の販賣價格を指定し、其の中に島根縣産木炭最高販賣價格を産地最寄驛乗渡價格・東京市各驛著貨車乗渡價格・大阪市各驛著貨車乗渡價格等に分ち指定してゐた。右告示の發布後に、島根縣の木炭移出業者が産地最寄驛貨車乗渡で右指定價格を超える對價を以つて木炭數千俵を賣渡したといふ被告事件に付き、原審で有罪の判決を受けたのに對し、右の木炭を賣渡した相手方の中には木炭業者でない普通の消費者も有り、而して消費者に對する販賣は小賣價格に依るべきもので、右告示の適用を受くるものではないと主張して上告したが、大審院は之を容れず、左の如く判示した（昭和十六年六月三日判決）。

『昭和十四年十一月九日農林商工省告示第十號ハ日常取引ニ於ケル販賣價格ヲ指定シタルモノニシテ其ノ指定ニ係ル木炭ノ價格ハ獨リ木炭業者ニ對スル販賣ノミニ限ラズ一般消費者ニ對スル販賣ニ付テモ亦等シク規準ト爲スベキモノトス。』

右告示に所謂「産地最寄驛乗渡價格」が卸賣價格を目標として定められて居るものであることは疑なく、而して上件上告論旨に於いて買主が消費者であつたと主張して居る場合も、工場に於いて作業上に使用する爲めに何千俵といふ大量を買受けたのであつて、其の賣渡は等しく卸賣として見るべきものであるが、告示の文面上には卸賣たることを要件として居らぬのであるから、右判決が産地最寄驛乗渡で賣渡したのである以上買主の如何は問ふ所でないといつて居るのは、正當と爲すべきである。

引渡場所を標準とする指定價格が中央の法令に依り定められて居る場合には、それは内地の全

部に通じて效力を有するものであるから、契約地の如何に拘らずそれに従ふべきことは勿論である*。

* 昭和十五年商工省農林省告示第六號には、沖繩縣黒糖の販賣價格を「那覇港本船乗渡價格」若干として指定して居るが、それには「卸賣價格及小賣價格ハ地方長官別ニ額ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ」とある。北海道の菓子製造販賣業者が沖繩縣の砂糖類移出業者と共謀して沖繩黒糖數千樽を右の指定價格を超える代價で北海道の某々等に對し卸賣契約を爲し其の代金を受領したといふ被告事件に付き、原審で有罪の判決を爲したのに對し、右の卸賣契約は北海道に於いて爲されたのであり、而して北海道には別に道廳告示に依り沖繩黒糖の元賣業者販賣價格・卸賣價格・小賣價格を指定して居るのであるから、それに據るべきもので、商工農林省告示を適用したのは違法であると主張して上告した。大審院は之を排斥し、『原判示右賣買契約ハ判示黒糖ヲ那覇港本船乗渡ノ約ニテ締結セラレタルコトヲ認定シタルモノナレバ該契約締結ノ場所ガ北海道ナリトスルモ之ガ販賣價格ハ當然昭和十五年四月五日商工省農林省告示第六號ニ依リテ之ヲ律スベキモノニシテ所論北海道廳告示第八五五號ニ依ルベキモノニ非ズ』と曰ひ、尙北海道及び各府縣に於ける卸賣及小賣價格に付き地方長官が別に之を指定し得べきものとして居るのは、沖繩縣産の砂糖を一旦縣外に移出した後移出地に於いて之を販賣する場合の價格に付いての定であることは、右地方長官の指定すべき價格を元賣業者販賣價格・卸賣價格・小賣價格の三に分ち、而も「元賣業者トハ他府縣ヨリ黒糖及白下糖ヲ移出シ之ヲ卸賣業者ニ販賣スル者ヲ謂フ」と定めて居ることに依つて明瞭であり、北海道廳告示も亦之に依り縣外移出後の販賣價格を指定したものであるから、直接に沖繩縣から移出する場合の價格は之を基準と爲すべきではないと判示した（昭和十六年十月六日大審院判決）。

「最終持込販賣價格」として指定せられて居る場合は、消費者の家宅に持込んだ場合の價格の

意に解すべきことは當然である*。

* 昭和十七年六月十五日大審院判決『昭和十四年岩手縣告示第七百七十號ニ所謂最終持込販賣價格トハ同縣内ノ一般消費者方へ持込ミタル場合ノ價格ヲ指稱スルモノトス。』

(ハ) 相手方の業務を標準とする指定價格 時としては又買主の業務を標準として販賣價格を指定して居ることが有り、此の場合には等しく卸賣として見るべきものでも、相手方の業務如何に依り其の基準價格を異にするのである*。

* (一) 清酒及合成清酒の販賣價格を指定せる昭和十五年商工省大藏省告示第十號に、清酒の卸賣業者販賣價格を「小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格」と「酒場料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ販賣スルコトヲ業トスル者ニ販賣スル場合ノ價格」とに分ち指定して居るが如き、其の一例である。

昭和十七年八月十七日の大審院判決は、右の告示の適用に付き、清酒卸賣業者が酒の小賣商と飲食店業とを兼營せる者に對し酒を販賣する場合に、飲食店業者に販賣する場合の價格を以つて販賣したのに對し、原審に於いて、此の場合は「小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格」を基準と爲すべきものとして有罪を言渡したのを違法なりとし、「一人ニテ酒ノ小賣ト飲食店トヲ兼營セル業者ニ對シ酒ヲ販賣スル場合ニハ小賣部門用トシテハ小賣業者ニ對スル販賣價格ニヨリ飲食店部門用トシテハ飲食店業者ニ對スル販賣價格ニヨルベク、偶同一人ニ於テ兼營シタルノ故ヲ以テ飲食店業者タル資格ヲ抹殺シ單ナル小賣業者タル一資格ニ限定セシムベキ理由アルコトヲ各其ノ部門別ニ當該價格ヲ以テ販賣セラルベキコト當然ノ歸結ナリトス」と曰ひ、原判決を破毀して、事實審理の爲めに原審に差戻した。

併し此の判決の趣旨は實情に適しないことの非難を免れない。酒の小賣業と飲食店業とを兼營する者でも、小賣用の酒と飲食店用の酒とを別々に買入れるのではなく、買入れた酒の中から任意に雙方の用に供するのであるから、卸賣業者が其の者に酒を販賣するにも小賣用であるや又は飲食店用であるやを判別確認することは不可能である。寧ろ此の場合は原判決とは反對に飲食店業者に對する販賣價格を以て律することが正當であり、買主が假令酒の小賣を兼營して居るとしても、同時に飲食店業を營んで居る以上は、飲食店業者に對し販賣する場合の價格を以て販賣したのは、罪とならない行爲であらうと思はれる。

(二) 右の大藏省告示には又清酒生産者の販賣價格に付き「卸賣業者ニ販賣スル場合ノ價格」と「小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格」とを區別して指定して居る。因つて卸賣と小賣との兼業者に販賣する場合に、其の何れに據るべきかに付き問題を生じたが、昭和十七年十二月十日の大審院判決は、「卸賣業者ニ販賣スル場合ノ價格」に據るべきものと爲し、左の如く判示して居る。

『昭和十五年十月二十二日商工省大藏省告示第十號ニ所謂卸賣業者トハ小賣業ヲモ兼得ルモノニシテ生産者ガ之ニ對シ酒類ヲ販賣スル場合卸賣業者ニ販賣スル場合ノ價格ニ依ルベキモノナルコト同號ノ(一)(二)ヲ對照スルコトニヨリ之ヲ知ルヲ得ベシ。』

此の判決は正當である。卸賣業者は當然小賣をも爲し得ることは、右告示の(二)に「卸賣業者販賣價格」として「小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格」と「直接消費者ニ販賣スル場合ノ價格」とをそれぞれ區別して規定して居ることに依つても、當然豫想せられて居る所であることが明瞭である。即ち卸賣業者は假令同時に小賣業を兼營して居るとしても、右告示所定の意義に於いては等しく卸賣業者たることを失はないのであつて、生産者が之に對し酒類を販賣するには、常に「卸賣業者に販賣スル場合ノ價格」に據らねばならぬのである。

(三) 菓子類の販賣價格を指定せる昭和十五年商工省告示第四四八號には、生産者販賣價格・卸賣價格・小賣價格を分ち指定し、而して其の附記として「生産者が小賣業者又ハ食堂喫茶店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ菓子類ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣價格ニ依ルモノトス」と定めて居る。此の規定の適用に付き、菓子生産者が旅館營業者に菓子を販賣するのは右の規定に依る卸賣價格に據らねばならぬや否やが問題とせられた事件がある。

昭和十七年十月十九日の大審院判決は、温泉旅館業者が其の營業用の爲めに菓子製造販賣業者から小賣價格を以つて菓子を買受けた被告事件に付き、原審では、卸賣價格に據らねばならぬものとして有罪としたのを違法なりとし、原判決を破毀して自ら無罪を宣告した。曰く

『旅館營業者が旅客到着ノ際茶菓ノ提供ヲ爲スガ如キハ歡待ノ意ヲ示ス爲ニ外ナラズ、從テ旅客ニ對シ其ノ茶菓ノ代金ヲ特別ニ請求スルモノニ非ズ旅客ニ於テ茶代名義ノ下ニ金員ノ出指ヲ爲スコトアルモノハ旅館營業者ヨリ受ケタル諸般ノ待遇等ニ對スル謝禮ノ趣旨ニシテ如上ノ茶菓ノ對價トシテ支拂フモノニ非ザルコト洵ニ顯著ナル事實ナレバ之ヲ食堂喫茶店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ菓子類ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者が客ニ食用ノ菓子ヲ供スル場合ト同一視スベキモノニ非ズ、然レバ旅館營業者が如上ノ茶菓ヲ供スル行爲ヲ目シテ小賣行爲ト做スハ當ラズ、從テ旅館營業者が如上ノ菓子ヲ購買スル場合卸賣價格ニ依ラズ小賣價格ニ依ルベキモノナリト解スルヲ相當トス。』

此の判決の趣旨も正當であらうと思はれる。

(四) 基準販賣價格としての停止價格 停止價格とは一定の期日に於ける販賣價格を基準としてそれより高價に賣買することを許さないものとせられて居る場合に其の期日に於ける價格を謂ふ。指定價格の定なき物資に付いては原則として停止價格に據るべきもので、其の停止期日は

物品販賣價格取締規則に於いては主務大臣の指定に任かされてゐたが、價格等統制令は其の以前に他の法令に依り既に價格の停止せられて居るものを除き、其の他に付いては一律に、昭和十四年九月十八日を以つて停止期日と爲し、指定價格の定なき物品に付いては、原則として其の期日に於ける額を超えて賣買することを許さないものと定めた。所謂九・一八停止價格は即ちそれである。

停止價格の認定及び其の適用に付いては、實際上種々の疑はしい問題を生ずるが、それに付き大審院判例集に見はれて居る所に基つき、左に其の要領を摘述する。

(イ) 停止價格の種類 價格等統制令に據れば、停止價格は之を三種に分つて居る。(1)若し十四年九月十八日に現に契約を爲した実績が有れば、其の額を基準と爲すべきもので、普通に之を「実績價格」と稱する。(2)右期日に契約を爲した実績が無ければ、同日に於いて「契約ヲ爲シタルベキ額」が基準となる。普通に之を推定價格と稱する。(3)推定價格も無い場合には、同日に於ける市場價格を以つて停止價格とする。

價格等統制令に於けるとは異なり、物品販賣價格取締規則には此の如き停止價格の種類は定は無く、單に主務大臣が停止期日を指定すれば、「其ノ指定ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ超ユル對價

ヲ以テ當該物品ヲ販賣スルコトヲ得ズ」と定むるに止まつてゐた。因つて其の所謂「指定ノ前日ニ於ケル販賣價格」とは何を意味するかが問題となるのであるが、判例は之を價格等統制令に於けると同じ趣旨に解して居る*。

* 昭和十八年五月十八日大審院判決に曰く、

『昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條ニハ商工大臣ノ指定シタル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ販賣スルコトヲ得ザル旨ヲ規定シ價格等統制令第二條第二項後段第三項ノ如キ補足的明文ナシト雖、其ノ字句ニ拘泥シ同規則第一條前段ハ指定物品販賣業者ニシテ同日販賣實績アリシ者ノミヲ取締ノ對象トシ其ノ者ニ付販賣價格ノ停止ヲ命ジタルニ止マリ同日偶販賣實績ハナカリシモ契約ヲ爲シタルベキ額アリシ者又ハ同日以後ニ新ニ營業ヲ開始シタル者ニ付テハ其ノ販賣價格ニ付何等制限ヲ加ヘズシテ之ヲ放任シ取締ノ範圍外ニ置キタル趣旨ナリト速斷スルヲ得ズ、蓋シ同日販賣實績ナカリシ此等業者ニ對シテ仍ホ其ノ販賣價格ヲ停止セシムルニ非ザレバ物價騰貴ノ抑制ハ得テ望ムベカラザレバナリ。惟フニ同規則第一條前段ハ實ニ此騰貴抑制ヲ主眼トシ業者ノ販賣價格ヲ停止セシムルニ在リタルモノナレバ、商工大臣指定ノ前日ニ於テ(一) 現ニ販賣實績アリタル者ニハ其販賣價格(二) 當日偶販賣實績ナカリシモ契約スベカリシ額アリシ者ニ付テハ其ノ額(三) 以上何レノ額モナカリシ者ニ付テハ同日ノ市場價格ヲ各規準トシテ之ヲ超エテ販賣スルコトヲ禁止スル意味ニ於テ商工大臣指定ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ販賣スルコトヲ得ズト規定シタルモノナリト解スルハ最モ克ク其ノ制定ノ趣旨ニ副ヒ且條理ニ適スト謂フヲ得ベキガ故ニ、同條前段ニ所謂「販賣價格」中ニハ嚴格ナル意味ニ於ケル販賣實績價格ヲ含ムハ勿論仍ホ之ニ準ズベキ前記(二)(三)ノ場合ノ價格ヲモ包含スルモノト解スベキモノトス。』

(ロ) 實績價格の認定 價格等統制令に據れば、實績價格は「受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ定マルモノ」として居る。即ち物の販賣價格は各賣主毎に個別的に認定すべきものであるが、同一營業主が地域を異にして甲地と乙地とに本店と支店とを設けて居る場合に、兩者を共通に其の最も高き額に據り實績價格を定むべきや又は本店と支店とを分ち別々に其の實績價格を定むべきやに付き疑を生ずるのであるが、判例は後の見解を取つて居り、それは正當と爲すべきであらう*。

* 昭和十六年七月十八日大審院判決は曰く、

『本店ニ從屬シ而モ之ト所在ヲ異ニスル營業所ハ之ヲ支店ト稱スベク、而シテ支店ハ一ニ本店ノ指揮命令ニ從ヒ單ナル機械的取引ヲ爲スモノニ非ズシテ一定ノ範圍内ニ於テ本店ト離レテ其ノ營業ニ屬スル取引ヲ自由ニ決定施行スル設備ヲ有スルモノナルニ鑑ミ、價格等統制令第二條所定ノ「指定期日ニ於ケル價格等ノ受領者ニ付テノ額」ハ支店ノ取引ニ關スル限り支店ニ於ケル額ヲ以テスベク、右額ハ本支店各別ニ定ムベキモノト解スルヲ妥當トス。』

(ハ) 實績價格なき場合に於ける基準價格としての推定價格 若し指定期日に於ける實績價格が無ければ、推定價格に據るべきもので、價格等統制令第二條第二項末文に「偶々指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ爲シタルベキ額トス」とあるのがそれである*。

* 隨つて指定期日に於ける實績價格なき場合に、直ちに右期日の市場價格を標準として、超過價格なりや否やを判斷する

のは、其の違法なること言ふまでもない。昭和十六年七月七日の大審院判決は此の趣旨を左の如く判示して居る。
 『價格等統制令第二條第一項ノ指定期日ニ於ケル價格等ノ額ハ右期日ニ爲シタル契約アル場合ハ其ノ契約額偶々右期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ爲シタルベキ額トシ其ノ孰レノ額モナキ場合ニ於テハ關令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トナスベキコト同條第二項及第三項ノ規定スル所ニシテ右關令ノ定ムルモノトハ即價格等統制令施行規則第三條所定ノ額ヲ指ス。……然ルニ原判決ハ前記ノ如ク判示期日ニ販賣ノ實績ナカリシコトヲ判示スルニ止マリ、其ノ期日ニ於ケル契約ヲ爲シタルベキ額ノ有無ニ付何等説示スルコトヲ爲サザルヲ以テ、判文自體判示販賣價格ハ契約ヲ爲シタルベキ額ニ依ル場合ナリヤ市場價格ニ依ルベキ場合ナリヤ詳ニスルヲ得ザルニ拘ラズ卒然トシテ指定期日ニ於ケル市場價格ニ據ルベキ場合ナリト斷ジ此ノ額ヲ超過シテ爲サレタル判示販賣ヲ以テ右統制令ニ違反スルモノナル旨説示シタルハ判決ノ理由ヲ具備セザルノ違法アリト謂フノ外ナシ。』

推定價格とは指定期日に於いて若し契約を爲したとすれば其の價格を以つてしたであらうと推定せらるる額を謂ふのであるから、推定價格の存在を認むる爲めには、其の者が當日其の種の契約を爲し得べき地位に在つたことを前提と爲し、隨つて其の當時に營業を爲してゐたことを要する。其の以後に至り始めて營業を開始した者には、推定價格は存し得ない*。

* 昭和十六年五月十七日大審院判決は、アルミニウム製品の超過價格販賣被告事件に付き、原審に於いて、被告人が昭和十四年十二月初旬よりアルミニウム製品の卸販賣を開始したことを認定しながら、指定期日たる同年九月十八日に於いて契約を爲したるべき額を基準と爲し超過價格として判定したのを違法なりとし、左の如く判示した。

『價格等統制令第二條第二項末段ニ所謂偶々指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合トハ現ニ爲シ得ベカリシ契約ガ偶然ノ事情ニ據リ指定期日ニ於テ爲サレザリシ場合ヲ指稱シ從ツテ業者ニ於テ指定期日ニ現ニ當該營業ヲ爲シ居リ之ニ依ル契約ヲ爲シ得ベキ狀況ニ在リタルコトヲ前提トスルモノト解スルヲ相當トスルヲ以テ、本件ニ於ケルガ如ク其ノ後昭和十四年十二月初旬ニ至リ始メテアルミニウム製品ノ卸販賣ヲ開業シタル場合ニアリテハ基準價格ニ付右條項ヲ適用スベキニアラズシテ、同條第三項ニ依リ價格等ニ付同條第二項ノ規定ニ依ル額ナキ場合トシテ昭和十四年關令第十三號價格等統制令施行規則第三條第一項ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト爲スベキモノトス。』

併しながら推定價格を認むる爲めには、指定期日に當該營業を爲してゐたことを以つて足れりとし、必ずしも當日現實に其の契約を爲すべき意思を有してゐたことを要するものではない*。

* 昭和十六年十一月七日の大審院判決は、此の趣旨を言明して曰く、
 『價格等統制令第二條第二項末段ニ所謂偶々指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合トハ同期日ニ爲シ得ベカリシ契約ガ事情ニ依リ爲サレザリシ場合ヲ指稱スルモノト解スルヲ相當トスルヲ以テ其ノ前提トシテ業者ニ於テ指定期日ニ當該營業ヲ爲シ居リ之ニ依ル契約ヲ爲シ得ベキ狀況ニ在リタルコトヲ要スト雖、必ズシモ指定期日ニ當該物品ガ營業所ニ現存シテ其ノ價格ガ具體的ニ確定シ居リ且業者ニ於テ之ヲ販賣スルノ意思ヲ有シ居ルコトヲ要件トスルモノニアラズ。蓋シ右ノ場合ニ於テ指定期日ニ於ケル價格ノ額ヲ契約ヲ爲シタルベキ額ニ依テ決定セムトスル價格等統制令第二條第二項末段ノ法意ハ價格等統制ノ規程ヲ一般的ニ推定セムトスルニ在ルヲ以テ右ノ場合ニ於テハ契約ヲ爲シ得ルガ爲ノ前提要件ヲ抽象的ニ充足スルヲ以テ足り之ガ具體的前提要件タルニ過ギザル前敘諸條件ノ如キハ必ズシモ之ヲ要スルモノニアラズト解スルヲ相當トスベケレバナリ。』

推定價格の額を認定すべき標準に付いては、別段の定は無いのであるから、經濟上の普通の社會的認識に依り之を推定すべきもので、一般には最近の過去に於ける實績價格に依り之を認定することが普通であるべきであるが、事情に依り其の期日以後に於ける實績價格に依り之を認定したとしても、必ずしも違法ではない*。

* 昭和十六年四月五日大審院判決は曰く、

『價格等統制令第二條第二項末段ニ規定セラレタル指定期日ニ契約ヲ爲シタルベキ額ハ必ズシモ該指定期日前ニ於ケル實績價格ニ據リ之ヲ認定スルコトヲ要スルモノニ非ズ、假令該期日後ノ實績價格ト雖モ諸般ノ事情ニ照シ指定期日ニ於テ契約シタルベキ額ヲ推認スルニ適スルモノナル以上採テ以テ右額ノ認定ノ基準ト爲スモ敢テ不法ニ非ズ。』

(ニ) 推定價格もなき場合に於ける基準販賣價格としての市場價格 指定期日に於ける實績價格なく又推定價格もない場合に付いては、價格等統制令第二條第三項には、「閣令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス」と定めて居り、而して閣令(同令施行規則第三條)には、季節品及び新製品を除くの外一般の物に付いては「指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ」を以つて停止價格と爲すべきものとして居る。而して其の所謂市場價格とは當該地域に於いて其の物品の賣買せらるる標準的の價格を意味するものと解すべきである*。

* 昭和十六年十二月二十三日大審院判決は曰く、

『本施行令ニ所謂市場價格ナルモノハ例ヘバ魚市場青物市場ノ如ク一定ノ日時ニ需要者及供給者ノ多數ガ集合シテ現實ニ貨物ノ賣買取引ヲ行フ一定ノ場屋又ハ場所タル狹義ノ市場ニ於ケル物品ノ賣買價格ノミヲ指稱スルモノニ非ズシテ、廣ク貨物ノ賣買取引ノ行ハルル一定ノ社會關係ニ於ケル賣買ノ標準價格ヲ指稱シ、所謂貨物ニ對スル市價若ハ相場ニ該當スルモノトス。』

(ホ) 停止價格の適用を受けざる物品 停止價格は原則として公定價格の指定なき一切の物品に付き適用せらるべきもので、例外として其の適用を受けないものは、唯價格等統制令第六條・第六條ノ二・第十二條に規定せられて居るものに限るのである。

「季節品」に付いては、同令施行規則第三條に其の停止價格に關する特例を定めて居るけれども、それは指定期日に於ける實績價格も推定價格も共に存しない場合にのみ適用せらるべき定で、若し指定期日に於ける實績價格又は推定價格が有れば、當然それが基準價格たるべきものである*。

* 昭和十七年四月十七日大審院判決は、鯉荒粕の超過價格販賣被告事件に付き、鯉荒粕は季節品であるから施行規則第三條の規定に據らねばならぬとする上告論旨の主張を排斥して、左の如く判示した。

『價格等統制令施行規則第三條ハ價格等統制令第二條第三項ニ基キ同條第二項ノ規定ニ依ル價格ノ存在セザル場合ニ限り適用スベキモノニシテ右ノ價格ノ存在スル場合ニハ其ノ適用ナク又價格等統制令第二條第二項ノ規定ニ依ル價格ヲ基準トスベ

キ賣買物品トシテハ敢テ其ノ季節品タルト否ト問ハザル趣旨ナルコトハ此等規定ノ解釋上疑ヲ容レザル所ナルガ故ニ、本件ニ於テ價格等統制令ノ指定期日ナル昭和十四年九月十八日ニ於テ被告人等ガ鯉荒粕ニ付買受若ハ販賣ノ契約ヲ爲シタルベキ價格ノ存スルコト判示ノ如クナル以上、假ニ右ノ鯉荒粕ガ前項施行規則第三條第一項ニ所謂季節品若ハ新製品ナリト認ムベキコト所論ノ如クナリトスルモ、右ノ規定ニ依リテ基準價格ヲ定ムベキモノニ非ザルコトハ言ヲ俟タザル所ナリトス。』

「蕪」に付いても、施行規則第十條第六號に依り停止價格の適用を受けないものと定められて居るが、蕪の一部である蛹がそれから分離せられて獨立して賣買の目的となる場合には、取引上にはそれとは別個の物品であり、停止價格の適用を受くべきものである*。

* 昭和十六年六月二十三日大審院判決は、此の趣旨を言明して居る。曰く、

『蕪トシテハ價格等統制令ノ適用ヲ受ケザルコト同令施行規則第十條第六號ニ規定スル所ナリ、然レドモ蕪ヨリ分離シタル蛹ハ經濟上別途ノ用ニ供セラレ取引ニ於テ特別ノ價格ヲ以テ爲サルルヲ以テ價格等統制令第二條ノ適用ヲ受ケベキモノト解セザルベカラズ、而シテ蛹ハ干蛹トシテ飼料又ハ肥料ニ供セラレ或ハ蛹搾粕トシテ肥料ニ供セラルルモ、後者ニ付テハ昭和十五年新潟縣告示第三二二號ニ規定スルモ、前者ニ付テハ法令等ノ定ムベキモノナキガ故ニ價格等統制令第二條ニ所謂九・一八ノ價格ニ依ルベキモノトス。』

「生蔬菜」も、施行規則第十條第三號に依り停止價格の適用を受けないものであるが、蒟蒻玉が生蔬菜なりや否やが問題となり、判例は之を生蔬菜ではなく停止價格の適用を受くべきものであるとして居る*。

* 昭和十六年六月九日大審院判決「蒟蒻玉ハ價格等統制令施行規則第十條第三號ノ生蔬菜ニ屬セザルコト其ノ性質上疑ナキガ故ニ價格等統制令第二條等ノ適用アルコト勿論ナリトス。』

(五) 停止價格に代はるべき認可協定價格 價格等統制令第三條第一項には「商工農業者ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員……ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス」とある。普通に之を認可協定價格と稱する*。

* 認可協定價格の適用に關しては、左の三の判例が有る。

(一) 昭和十七年三月三十日大審院判決。大阪藥種卸商組合に於いて鹽酸ヂアセチルモルヒネ二五瓦三二圓三〇錢五瓦六圓五〇錢、鹽酸モルヒネ五瓦四圓六〇錢と協定して認可を受けたが、同組合の組合員たる藥種商が鹽酸ヂアセチルモルヒネ二五〇瓦入の大罐、鹽酸モルヒネ四五〇瓦入の大罐各若干を超過價格を以つて販賣した被告事件に付き、原審で右の協定價格を適用しそれより超過せる故を以つて有罪を判定したのを違法なりとし、左の如く判示した。

『認可醫藥品協定價格ハ其ノ性質上認可アリタル醫藥品ノ數量ニ付テノミ定メラレタルモノト解スベク容器ノ大小アル場合ニ少量ノ認可價格ヲ以テ其ノ協定認可ナキ大量ノ販賣ヲ按分シテ算出スベキモノニ非ズ。蓋シ醫藥品ノ販賣價格ニ付テハ少量ノモノハ容器包装等ノ關係ニ於テ大量ノモノニ比シ割合上高價ナルハ勿論協定價格ハ業者タル組合其ノ他之ニ準ズル者ガ必要アリテ協定シ認可ヲ申請スルモノナルガ故ニ其ノ協定ナク從テ認可ヲ申請セザルモノハ之ヲ埒外ニ措キタルモノト觀ルヲ正當トスベケレバナリ。』

(二) 昭和十七年九月三十日の大審院判決も、同じく大阪藥種卸商組合の認可協定價格の適用に關するもので、同組合員の超過價格販賣被告事件に付き、其の販賣した藥品中フェナセチンは販賣當時白色に近き桃色状を呈し、日本藥局方の所定に適合しないものとなつてゐたことを認定したけれども、其の局方不適品なるに拘らず尙フェナセチンに關する協定價格の適用を受くべきものと爲し、左の如く判示して居る。

『本件「フェナセチン」ノ取引ハ局方「フェナセチン」ヲ目的トシテ爲サレタルモノニ係リ被告人トシテハ當時局方適合品ト信ジテ之ガ引渡ヲ爲シタルトコロ偶々色彩ニ於テ局方ト異リ白色ニ近キ桃色状ヲ呈スル稍粗惡品タリシモノナルコトヲ認メ得ベク、而シテ本件「フェナセチン」ガ其ノ性状品質ニ於テ全ク別異ノモノニ變化シタルカ又ハ重大ナル變化アリタル場合ハ格別右認定ノ如キ些少ノ輕微ナル差異アルニ過ギザル場合ニ於テ當事者ガ前認定ノ如キ意思ノ下ニ取引シタル以上、其ノ販賣ニ付テモ昭和十五年商工省厚生省告示第二號ノ認可協定價格ニ據ラシムベキコト同告示制定ノ趣旨ニ照シ疑ヲ容レザルトコロナリトス。』

併し此の判決の趣旨は首肯し難い。日本藥局方所載の藥品で局方に適合しないものは、藥品營業並藥品取扱規則第二十六條に依り販賣を禁止せられて居るもので、賣買禁制品に對し、其の販賣價格が法律上に制限せられて居るものと爲すことは、明白なる矛盾である。局方不適品であることが認定せらるる以上は、假令販賣者は局方適合品と信じて販賣したとしても、尙右規則第二十六條違反罪として同第三十九條に依り處斷せらるべきもので、價格等統制令違反を以つて論ずべきではない。

(三) 物の價格に付いてではないが、貨物自動車の運送貨に關する認可協定額に付き、昭和十七年十二月四日の長崎控訴院上告判決は、右の認可運賃額に超過して運賃を受領した被告事件に付き、右の認可協定額は軒制(實車走行軒)大型(二千疋積級)何圓として定めてあるが、協定の趣旨は從來の實際の慣行に従ひ事實上積載した重量に依り運賃を加算し、大型

(二千疋積)自動車に四千疋の貨物を積載すれば二倍の運賃を取り得ることは當然の事として認められたものであり、又其の趣旨を以つて認可せられたのであるといふ上告論旨を排斥して、左の如く判示した。

『所論運賃額認可ニ關スル告示ニ所謂貨物自動車貨切軒制運賃ハ貨物ヲ積載セル自動車ガ大型車、中型車若クハ小型車ナリヤニ區別シ其ノ實車走行軒數ヲ專ラ基準トシテ定メタルモノニシテ、其ノ實際ノ積載量如何ハ毫末モ運賃額ニ影響ヲ及ボサザルモノナルコトハ當該告示自體ニ徴シ明白ナルノミナラズ、所論ノ如ク解スルトキハ自動車取締令(昭和八年内務省令第二三號)第六十三條中ニハ自動車ノ使用主等ハ出發地警察官署ノ認可ヲ受ケズ車輛検査證ニ記載シタル最大積載量ヲ超エテ積載スベカラザル旨ノ規定並ニ同令第八十二條中ニハ右違反者ニ對スル制裁規定ノ存スルニ拘ラズ本件告示ガ前示ノ如キ積載量違反ノ場合ヲモ豫定シテ運賃額ノ算定ヲ爲スコトヲ認可シタルノ結果トナリ其ノ不當ナルヤ論ヲ俟タズ。』

此の判決の理由とする所は適切ではないが、結論としては正當と見るべきであらう。

(六) 特別の理由に因り基準販賣價格を加減すべき場合 指定價格又は停止價格の何れに付いても、特別の理由ある場合には、一定の割合を以つて加減した額を以つて基準販賣價格と爲すべきことが有る。それは概ね別段の定ある場合に限るもので、別段の定が無ければ加減しないのを原則と爲すべきであるが、時としては條理的解釋に依り特別の定は無くとも加減を要する場合が無しとはしない*。

* (一) 特別の定あるに因り指定價格を加減すべき一例としては、昭和十五年九月七日の大審院判決を擧げることが出来る。昭和十三年兵庫縣告示第八五五號は、再生ゴムの最高販賣價格をアルカリクレームとオイルクレームとに分ちてそれぞれ

れ規定し、アルカリクレームのダイヤは一封度三三錢と指定し、別に備考として「藥品處理方法ニ依ル再生ゴムニ付テハアルカリクレームト從來ノ格差ニ應ジ之ヨリ低位ニ夫々其ノ價格ヲ決定スベキモノトス」と定めて居る。

再生ゴム賣買業者が藥品處理方法に依る再生ゴムを一封度三三錢の割で工業者に販賣したといふ被告事件に付き、原審で藥品處理方法に依る再生ゴムとアルカリクレームとの從來の格差は一封度に付き一錢であつたから、前者の販賣價格は一封度三三錢でなければならぬとして、有罪の判決を爲したのに對し、上告論旨として、右告示の備考に「其ノ價格ヲ決定スベキモノトス」とあるのは、直接に販賣價格を指定した規定ではなく、追つて其の價格を決定すべき旨を豫告した注意規定であり、而も藥品處理に依る再生ゴムはアルカリクレームよりも優秀で、其の價格は之より上であつても下ではない爲めに、實際に低位價格の決定は爲されなかつたのであるから、一封度三三錢で販賣したのは右告示に違反するものではないと主張したけれども、大審院は之を排斥して左の如く判示した。

『昭和十三年兵庫縣告示第八百五十五號第八項ノ末尾ナル所論「備考」ト冠セル法文ハ藥品處理方法ニ依ル再生ゴムノ販賣價格ヲ指定シタルモノニシテ、其ノ趣旨ハ藥品處理方法ニ依ル再生ゴムノ販賣價格ハアルカリクレームニ依ル再生ゴムトノ從來ノ格差即チ藥品處理方法ニ依ル再生ゴムヲ販賣セムトスル商人ガ右告示施行ノ最近過去ニ於テ實際取引シタル右兩品ノ販賣價格間ノ差額ニ應ジ夫々アルカリクレームニ依ル再生ゴムノ公定價格ヨリ低位ニ之ヲ定メ、同告示施行前商人ニ實際取引ナカリシ場合ニ於テ右格差ヲ定ムルニハ商人ガ同告示施行ノ直前ニ販賣スベカリシ價格ヲ以テ標準トスベシト云フニアルモノト解スルヲ相當トシ……數字ヲ用ヒザルノ故ヲ以テ價格ヲ指定シタル趣旨ニ非ズトナスヲ得ザルナリ。』

(二) 特別の規定の無い爲めに、指定價格を加減すべきものではないと判示したものには、左の諸例が有る。

(1) 昭和十六年四月七日大審院判決は、清酒の超過價格販賣被告事件に付き、(イ) 清酒の販賣價格指定後に物品税に付いての改正が有り清酒の物品税は一石に付き十圓より十五圓に増加せられたのであるから、清酒の販賣價格もそれに伴ひ當然一

石に付き五圓の割で加算し得べきものでなければならぬ。(ロ) 古酒は生酒に火入を施したものであるから、古酒の販賣價格は生酒に比し、火入費(一升到付七錢)を加算したものでなければならぬと主張した上告論旨を排斥して、左の如く判示した。

(イ) 『物品税ハ結局消費者ノ負擔ニ歸スベキ性質ノモノナレバ、清酒ノ公定價格指定ノ後ニ物品税ノ改正アリタルトキハ其ノ割合ノ金額ヲ之ニ加算スベキニ似タリト雖モ、同日附商工省告示第七十號ニ依レバ清酒ニ立又ハ一升到付二圓五十錢ニ滿タザル壘詰清酒及七十五立ニ付百圓ニ滿タザル樽詰清酒ニ付同年三月四日ニ於ケル販賣價格ニ一石ニ付五圓ノ割合ニ相當スル金額ヲ加算シタル價格ヲ以テ公定價格トシ且右ハ執レモ小賣價格ニノミ適用アルコト同告示ノ明定スル所ナレバ小賣ニ非ザル卸賣又ハ壘詰及樽詰ニ非ザル桶物賣ニ付テハ右物品税ヲ加算シ得ザルモノト解スルヲ相當トス。蓋政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲低物價政策ヲ採リ小賣取引ノ如キ少額ノ賣買ヲ除キ大量取引ノ桶物及卸賣ニ付テハ物品税ヲ製造業者ニ負擔セシムルモ國民經濟ノ運行ヲ害スルコトナキモノト觀察セルニ外ナラザレバナリ。』

(ロ) 『古酒ト清酒トハ其ノ品質ニ於テ將又其ノ價值ニ於テ差異アルベシト雖清酒製造業者ガ清酒ニ對シ所謂火入ヲ爲スハ結局其ノ保存行爲ニ外ナラザルヲ以テ右製造業者ニ於テ清酒ノ火入ヲ爲シ多少ノ費用ヲ要シタリトスルモ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律及價格等統制令並ニ昭和十四年岐阜縣告示第八五九號ノ適用ニ付テハ其ノ費用ヲ清酒ノ價格ニ加算シテ之ヲ引上グベキモノニ非ズ。』

此の判旨は二點とも正當と爲すべきであらう。

(2) 昭和十七年四月十六日大審院判決は、下駄製造販賣業者が下駄の指定價格に磨賃として一足に付き六錢を加へた對價を以つて販賣したのを、超過價格販賣に該當するものと爲し、曰く

『昭和十五年十月三日商工省告示第五百八十三號價格等統制令第七條ノ規定ニヨリ下駄及鼻緒ノ販賣價格指定ノ件甲下駄ニ

ノ(三)ニ依レバ、桐下駄天柁目及横柁目以外ノ兩繰芳町及高日光ニ付規格級別ニ從ヒ販賣價格ノ表記アリテ桐厚柁張桐上柁セルロイド張奎張各種液塗磨竹經木張液塗磨厚竹張磨煤竹張ノ加工ヲ施シタルモノハ夫々規定ノ額ヲ加算シタル額ヲ以テ販賣價格ト爲ス、由是觀之該告示ハ兩繰等ノ銘柄ニ異同ヲ生ゼズシテ製品ノ價值ヲ増進セシムベキ加工ヲ施シタル場合ト雖モ前記種別ノ加工ニ非ザル限り表記ノ指定額ニ加算スベキモノアルコトヲ認容スルトコロナシ、然レバ前記銘柄ノ製造業者及卸賣業者ノ各販賣價格ノ指定ハ磨賃ニ付小賣業者販賣價格ニ於ケルガ如キ何等ノ指示ナキモ其ノ「磨」ノ施サレタルト否トヲ區別セザルモノト解スルヲ相當トス。』

此の判旨も正當で、右商工省告示には各種の銘柄に付き一々販賣價格を指定した上、「加工ヲ施シタルモノハ前各表ニ左表(二)ノ額ヲ加算シタル額ニ依ルモノトス」とあり、加算すべき金額に付き加工の種類を列記して一々其の額を指定して居るのであるから、列記外の加工に付いては加算を認めない趣旨であると解せねばならぬ。

(3) 昭和十七年五月十五日大審院判決は、鮮魚問屋業者の超過價格販賣被告事件に付き、鮮魚の頭部及び内臓を除去して販賣したのを、「丸」の指定價格を基準とすべきではなく、「切身」の指定價格に據るべきものであると主張して上告したのを排斥して、

『昭和十五年商工省農林省告示第十六號ヲ觀ルニ其ノ二ノ欄ニハ「切身トハ頭部及内臓ヲ除却シ切斷處理セルモノヲ謂フ」旨ノ規定アリテ右ノ告示ニ所謂切身トハ生鮮魚類ノ頭部及内臓ヲ除去シタル外從來ノ商慣習ニ依ル切斷等ノ處理ヲ爲シタルモノヲ指稱シ單ニ生鮮魚類ノ頭部及内臓ヲ除去シタルニ止マリ其ノ以外ニ何等ノ處理ヲ施サザルモノハ切身ト云フヲ得ザルヲ以テ同告示ニ所謂「丸」ノ價格ニ依リ取引ヲ爲スベキ趣旨ト解スベキコト該告示ノ規定上自ラ明白ナリ。』

と曰つて居り、其の趣旨は正當と思はるが、右告示に於ける鮮魚の指定價格は總て量目を標準とし、卸賣價格は一貫匁當り若干と定めて居り、頭部及び内臓を除去すればそれだけ量目を減するのであるから、其の割合を以つて價格を加算すべき

理由あるものと思はれるが、其の點に付き別段の規定が無い爲めに、頭部及び内臓を除去したに拘らず尙「丸」の價格に據るべきものとして居るのである。

(4) 前に擧げた昭和十六年六月十九日の判決が、綿絲商のガラ紡絲の販賣價格に付き、生産業者の販賣價格に加算するを得ないものと爲し(一九九頁)、(5) 昭和十七年十二月四日の長崎控訴院判決が、貨物自動車に基準積載量よりも重い貨物を積載しても、運賃を加算し得ないものとして居る(二三四・五頁)のも、同様の例である。

(三) 販賣價格の加算に付いては、判例は殆ど總ての場合に特別の規定なき限り之を否定するを例として居ることは、右述べた通りであるが、其の減額に付いては、之と反對に、特別の規定なくとも之を當然の事として肯定して居る例が有る。

昭和十七年六月十五日判決に據れば、木炭の販賣價格を指定せる岩手縣告示に、「最終卸賣價格」と「最終持込販賣價格」とを分ち、それぞれ指定し、其の註記として「最終卸賣價格ハ問屋其ノ他ノ取扱者ガ小賣商其他ノ最終取扱者ニ對シ販賣スル價格ニシテ買方ノ店先渡ノ價格トス、最終持込販賣價格ハ縣内ニ於テ消費セラルベキ場所ニ持込ミタル價格トス」とある。岩手縣の購買販賣利用組合聯合會の囑託であり釜石臨時木炭配給所長である何某が釜石市内の一般消費者に木炭を販賣するに當り、消費者の家庭に持込まず、配給所渡で而も最終持込販賣價格を以つて販賣したといふ被告事件に付き、原審で、家庭に持込まずして販賣するには持込に要する運賃諸掛りとして一俵に付き二錢の割で最終持込販賣價格から控除せねばならぬに拘らず、それを控除しなかつたのは超過價格販賣に相當するとして有罪の判決を爲したのに對し、上告論旨として、右の岩手縣告示は後に改正せられ、それには「最終持込販賣價格」を「最終小賣價格」と改め、其の註記として「最終小賣價格ハ縣内ニ於テ消費セラルベキ場所ニ持込ミタル價格トス、但シ消費スベキ場所ニ持込マザル場合ハ持込ニ要スル實費ヲ差引クベキモノトス」と規定せらるるに至つたけれども、本件事實は右改正前舊告示の行はれてゐた時のことで、而して舊告示は家庭への持込を豫想したものではないと主張したが、大審院は之を容れず、原判決を其の儘正當として承認し

九。曰く

『(舊告示ニ所謂最終持込販賣價格ハ) 所論ノ如ク消費地タル釜石市内ヲ云フモノニ非ズシテ同市内一般消費者即チ家庭内ニ持込ヲ爲シタル場合ヲ指稱セルモノナルコト前後ノ文理上疑義ヲ容ルルノ餘地存在セズ、固ヨリ(新告示ニ於テ)但シ消費スベキ場所ニ持込マザル場合ハ持込ニ要スル實費ヲ差引クベキモノトスル旨規定セリト雖是レ畢竟上級ノ趣旨ヲ他ノ文詞ヲ以テ表明シタルニ外ナラズ、蓋シ前ニ最終持込販賣價格トアリシヲ後ニ最終小賣價格ト改正シ持込ナル文字ヲ削除シタルガ故ニ其ノ疑義ヲ避クルガ爲該釋明ニ但書ヲ附加シタルモノト認ムルヲ相當トスレバナリ。』

此の判決が、告示中に何等の定め無いに拘らず、家庭に持込まず店先渡とすれば當然持込に要する實費を控除せねばならぬものとして居るのは、當否疑はしい。持込の實費は其の計算が甚だ困難であるのみならず、之を控除することが經濟界の常識に適するものとも思考し難い。殊に後の告示を以て舊告示を律せんとして居るのは、被告人の不利の爲に不當の類推解釋を爲すことの嫌を免れない。

(七) 違法に製造したる物品の販賣價格

販賣それ自身が禁止せられて居る物品に付いては、固より公定の販賣價格の存すべき理由なく、随つて絶對の賣買禁制品に付いては價格等統制令は當然適用せられないものと爲さねばならぬ。大審院判例中には、日本藥局方所定の藥品で局方に適合しないものに付いても、價格等統制令が適用せらるるものとして爲して居る例が有るけれども、それは不當と爲さねばならぬことは前に述べた(二三頁)。

之に反して、絶對に販賣が禁止せられて居る物品ではなく、正當の手續を以つてすれば適法に

販賣し得べき物品であるが、唯其の販賣に至るまでの手續に於いて違法であり、随つて其の販賣行爲も違法となる場合に在りては、其の販賣價格に付き價格等統制令の制限を受くることは當然であり、若し超過價格を以つて販賣すれば、同令違反たることを免れない。

例へば、違法に密造した酒類を販賣するのは違法なること勿論であるが、其の販賣價格に付いては指定價格に従はねばならぬもので、之に違反すれば二重の犯罪を構成するものなることを免れない。

* 昭和十六年七月二十四日大審院判決は、酒場業者が酒税法に依る政府の免許を受けずして雑酒ウイスキーを製造し、超過價格(製造業者販賣價格超過)を以つて之を販賣した被告事件に付き、原審で酒税法違反及び價格等統制令違反の併合罪として處斷したのに對し、上告論旨として、被告人は酒類の製造業者ではないから、其の販賣價格に付き製造業者の卸賣價格を以つて律すべきではなく、小賣價格に據るべきものであると主張したのを排斥して、左の如く判示した。

『本件ウイスキーハ被告人が免許ヲ受ケズシテ生産シタル雜酒ニシテ其ノ免許ヲ受ケザル點ニ於テ不正ナルコト勿論ナリト雖モ免許ヲ受ケテ製造シタルモノト商品タル性格ニ於テハ毫モ差異アルコトナク、物品販賣價格取締乃至價格統制ノ見地ヨリ其ノ販賣價格ニ差等ヲ設クベキ筋ノモノニアラズ、而シテ昭和十五年四月一日商工省大藏省告示第二號ハ(一)製造業者販賣價格ト(二)販賣業者販賣價格トニ區別シ雜種ノ販賣價格ヲ指定シタルヲ以テ雜種ヲ販賣スルニ當リテハ免許製造業者タルト否ト將又所謂密造酒タルト否トハ之ヲ論ゼズ右指定ノ額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス。』

其他、検査を受けた後でなければ販賣するを得ない物品を検査を受けずして販賣し、豫め販

賣數量の承認を受けねばならぬものを其の承認を受けずして販賣する等、總て販賣の前行要件として定められて居る所に違反し、其の要件を満たさずして販賣するが如き場合に於いて、販賣價格の制限に従はねばならぬことは勿論である*。

* 成規の検査を受けずして靴下を超過價格を以つて販賣した事件に付いては、昭和十六年五月九日の大審院判決は「靴下製造販賣業者ガ苟モ價格等統制令所定ノ額ヲ超過シタル代金ニテ其ノ製造シタル靴下ヲ販賣シタルトキハ同令第二條ノ罪ヲ構成スベク……該靴下販賣ノ際纖維製品製造制限規則ニ違背シ所定ノ検査ヲ受ケザリシトスルモ之ガ爲前段ノ罪ノ成立ニ影響ナシ」と曰つて居り、それは勿論正當である。

豫め販賣數量の承認を受けずして革製品を超過價格を以つて販賣した事件に付いては、前に擧げた昭和十六年三月十日の判決が有る（一三七頁）。

(八) 超過價格販賣の禁止を免るる行爲 價格等統制令第九條には「何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條、第四條ノ二、第四條ノ四又ハ第六條乃至第七條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ」とある。それは物の販賣價格の外運送賃其他の財産的給付に付いても普く適用せらるるものであるが、實際に問題となるのは主としては物の販賣價格に付いてであつて、大審院判例集に見はれて居るのもそのみである。

禁止を免るる行爲とは、物の販賣價格に付いて言へば、表面上は制限價格の範囲内で賣渡し、

而も實際には其の契約に伴ひ賣主に於いて或る實際上の利益を得て超過價格を以つて賣渡したのと同一結果を得るのを謂ふのである。其の實例として判例集に見はれて居る所を擧げると、凡そ左の諸例が有る。

(イ) 物の製造販賣業者が其の製造原料品の販賣業者に對し、原料品を時價よりも廉價で提供することを條件として、其の製造品を法定の價格で販賣するのは、禁止を免るる行爲に相當する*。

* 昭和十六年十一月六日大審院判決は、曰く、

『白生地元賣商ノ支配人が其ノ業務ニ關シ法定ノ除外事由ナキニ拘ラズ最高販賣價格ノ禁止ヲ免ルル目的ヲ以テ、生絲商ヨリ賣渡品ノ原料タル生絲ヲ時價ヨリ廉價ニ提供スルコトヲ條件トシテ買入レ之ヲ原料トシテ右製造シタルモノナルニ於テハ、右生絲商ニ對シ行政官廳ノ定ムル最高販賣價格ニ於テ右製品ヲ賣渡スモ實質上右最高販賣價格ヲ超エテ賣渡シタルト同一ノ行爲ニシテ、價格等統制令第九條ニ所謂第七條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲シタルモノニ該當スルモノトス、蓋右ノ場合若シ生絲ニ付テハ當時公定價格ノ定ムルモノナキガ故ニ時價ヨリ安く之ヲ買入ルルハ自由ナレバ偶々買入レタル生絲ヲ原料トシテ製造シ右白生地賣渡トノ間ニ牽連關係ナキトキハ自ラ解決ヲ異ニスベキモ、右ノ如ク最高販賣價格ヲ免ルル意圖ヲ有シ生絲ノ買入レト白生地製造賣渡トノ間ニ不可分ノ關係アル一個ノ契約存スルモノト認ムベキトキハ同令第九條ニ所謂脫法行爲タルニ外ナラザレバナリ。』

(ロ) 壘詰品に非ざる酒を壘詰品の如く裝ひ、壘詰品の公定價格より空壘代を控除したる價格

を以つて販賣するのは、判例は之を脱法行爲と解して居るけれども、それは禁止を免るる行爲ではなくして、直接に禁止に違反する行爲と爲すべきであらう*。

* 昭和十七年八月三日大審院判決は、酒造業者が清酒の生産者販賣價格中味一升に付一圓七十錢と指定せられて居るのを一升當一圓八十五錢で販賣したといふ被告事件に付き、上告論旨として、壘詰品の販賣に當り買主の中に空壘を持參せず他の容器を持參し壘詰品の中味を其の容器に移し壘を空壘として返却する者が有り、それには一升壘詰品の公定價格一圓九十五錢から空壘代十錢を控除し一圓八十五錢で販賣したのであつて、完全に適法であると主張したのを排斥し、左の如く判示して居る。

『所論ノ如ク買受人ニ於テ容器ヲ持參シ空壘ヲ持參セズシテ壘詰品ヲ買求メ買受人自ラ其ノ持參シタル容器ニ移シ入レ其ノ空壘ヲ賣主ニ賣渡ス法律行爲ノ成立スルコトハアリ得ベシトスルモ、同時ニ亦斯カル形式ヲ裝フ脱法行爲モ存スルコトアリテ其ノ差眞ニ間一髮ノ感アリト謂フベク其ノ前者ノ理論ハ當然ニ後者ニ及ブガ如キ論法ハ却テ巧妙ナル曲説ナリトノ批難ヲ甘受セザルヲ得ザルベシ、而シテ偶々前者ヲ適法行爲トシテ爲シタルコトアリトスルモ斯ルコトヲ常ニ繰返スニ於テ後者の概念トナリ進ンデハ單ニ其ノ形式ヲ裝フニ至リ終ニハ其ノ形式サヘ廢シテ之ヲ辭柄トナシテ公然脱法行爲ヲ爲スニ至ルノ虞尠シトナサズ。』

併し、此の判旨は賛成し難い。(1)壘詰品でない桶物の酒を榊賣するに當り、直接に榊で量る代りに、一升壘に入れ恰も壘詰品の如くに假裝し壘詰品の代價を以つて販賣するのは、脱法行爲を以つて論ずべきものではなく、中味賣を壘詰品と詐つたもので、直接に價格等統制令第七條に違反するものである。(2)若し又眞に壘詰品を販賣したのであれば、其の中味を他の容器に移し空壘を返還せしめ空壘代を控除して販賣するのは、完全に適法であり、幾回之を繰返したとしても脱法行爲とな

るものではない。

(ハ)之と同様に、例へば蕎麥粉に小麥粉を混合して蕎麥粉の代價を以つて販賣し、牛肉に馬肉を混入して牛肉の代價を以つて販賣するが如き、劣等品を優等品と詐り優等品の公定價格を以つて販賣するのは、直接に公定價格違反に該當し、禁止を免るる行爲を以つて論ずべきではない*。

* 昭和十六年十二月二十六日大審院判決は、蕎麥粉に二割乃至四割の小麥粉を混合して販賣した被告事件に付き、超過價格販賣を以つて論じ、而して其の超過額の算定に付いては『各混合ノ割合ニ應ジ各個ノ販賣價格ヲ算定シ依テ以テ基準價格ヲ算出スベキモノトス』と曰つて居る。

之に反して、昭和十八年四月二十三日の判決は、牛肉に馬肉を混入し牛肉の公定價格を以つて販賣した被告事件に付き、『牛正肉ニ之ヨリ公定價格低廉ナル馬正肉ヲ混入シテ之ヲ牛肉一等品ノ小賣公定價格ヲ以テ販賣シタル點ニ於テ公定價格ヲ超エテ販賣シタルト同視シ得ベキモノナレバ之レ即チ公定價格超過販賣禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲シタルモノニシテ、此點ニ於テ價格等統制令第九條ニ該當スルコト明ナリ』と曰つて居るけれども、牛肉の公定價格を以つて馬肉を販賣するのは、明らかに超過價格販賣に相當し、禁止を免るる行爲として見るべきではない。

(ニ)公定價格を以つて物を販賣すると共に、其の條件として買主より寄附金の名義を以つて金員を受領するのは、明らかに禁止を免るる行爲に相當する*。

* 昭和十七年十月二十二日大審院判決に曰く、

『商業組合法ニ基キ設立セラレタル豆腐商業組合ノ代表者ガ組合ノ業務ニ關シ組合員ノ製造シタル豆腐粕ニ付組合ヲ賣主ト爲シ飼糧需要者タル牧場經營者ニ之ガ販賣ヲ爲スニ當リ、昭和十六年農林省告示第五十五號ニ依リ豆腐粕ノ販賣價格水分八十パーセント以下ノモノノ裸正味十貫匁ニ付五十錢即チ正味三貫五百匁換算十七錢五厘ニ付二錢又ハ三錢ノ割合ノ超過代金ヲ寄附金名義ノ下ニ右組合ニ提供スベキ契約ヲ締結シ該契約ニ基キ右趣旨ノ金員ヲ受領スルニ於テハ價格等統制令第九條ニ所謂禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲シタルモノト謂ハザルヲ得ズ、蓋シ此ノ場合ニハ指定價格超過販賣ノ禁止ヲ免ルル爲メ代金ノ一部ヲ寄附金ニ名ヲ藉リタルニ過ギザレバ仍ホ對價タル本質ヲ失ハザルモノト解スベケレバナリ。』

(ホ) 之に反して、公定價格を以つて物を販賣すると共に、其の條件として、賣主が或る實質上の利益を取得するのではなく、其の従業者が買主から或る利益を受くるのは、假令其の従業者が實際に其の取引の衝に當つて居るとしても、代金の受領者と超過利益の受領者とが相異なるのであるから、禁止を免るる行爲には相當しない*。

* 昭和十七年八月十三日大審院判決は、菓子製造販賣業者甲が製菓原料たる澱粉餡を入手する爲めに、澱粉餡販賣業を営む某會社の出張所長乙と共謀し、表面上は公定價格を以つて澱粉餡を買受けた外に、乙を出資者とする匿名組合契約を締結し匿名組合の利益配當金名義を以つて右澱粉餡で製造した菓子の販賣利益の中から一定の割合の金額を乙に支拂つたといふ被告事件に付き、原審で甲を價格等統制令の禁止を免るる行爲を爲した罪に依り處斷したのを違法なりとし、『價格等統制令第七條ニ依レバ指定價格ヲ超エテ之ヲ契約シ支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ザル旨ヲ規定スルト共ニ同令第十三條ニ於テハ契約ノ當事者ガ一方的ニ處罰セラルル例外ノ場合ヲ規定セルヲ以テ該犯罪ノ現象形態ガ所謂必要的共同正犯ノ範疇ニ屬スル

モノナルコトヲ窺知シ得ベク、從テ該犯罪ハ右例外ノ場合ヲ除キ其ノ當事者間ニ於テノミ成立シ其ノ支拂ハルベキ額ハ同令第九條ノ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相互ニ對價タル關係ヲ有スベキモノタルコトヲ要シ對價タル本質ヲ有セザルニ於テハ假令指定價格ヲ超エタル金額ノ支拂ハレタル事實アリトスルモ他ノ犯罪ヲ構成スベキコトアルベキハ格別單ニソレノミヲ以テ必然上該規定ヲ適用處斷スベキ犯罪ノ成立ヲ來スモノト速斷スルヲ許サズ』と曰ひ、若し本件澱粉餡の賣主は會社であり乙は其の代表者であつて賣主でないとするれば、假令買主の側では公定價格を超過する金額を支拂つたとしても、賣主たる會社に對してではなく其の代表者たる個人に贈與せられたのである以上、統制令第九條に違反するものではないが、唯原判決に依つては其の事實關係は明瞭ではないとして、原判決を破毀し、事實審理の爲めに事件を原審に差戻した。

(ヘ) 價格等統制令の適用に付いてではないが、舊法たる物品販賣價格取締規則に於いても、略同様の意義を以つて「何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ」超過價格を以つて販賣することを得ずと定められてゐたが、其の適用に付き、『商工大臣指定ノ販賣價格トプレミアム名義ノ一定金額トヲ加算シタル金額ヲ以テ對價ト爲シ同大臣指定ノ物品ヲ販賣スルトキハ物品販賣價格取締規則第一條ニ違反スルモノトス』と判示した例が有り(昭和一五・一・三一六)、それは言ふまでもなく當然である。

(ト) 所謂抱合せ賣り即ち物の販賣に當り買受人の希望せざる物を併せ販賣することは、假令制限價格の範圍内で販賣したとしても、尙抱合せに依り超過價格販賣と同様の利益を得んとする

もので、之を以つて禁止を免るる行為に該當するものとする判例(昭和二六・二七六)が有る。暴利行為等取締規則の改正に依り、抱合せ賣の禁止は明文を以つて規定せらるるに至つたけれども、價格等統制令第九條の規定はそれに依り影響せらるることなく、同條に該當する以上は同規則に依らず同條に依り處斷せらるべきものである。

(九) 法令又は告示指定の物資の種類の解釋 價格の統制又は物資配給の統制に付いては、概ね法令自身又は法令に基づく省又は地方廳の告示に依り物資の種類を指定し、其の種の物資に付き一定の價格に據らしめ又は其の譲渡使用等を制限することを通常とするのであるが、それ等の指定物資に該當するや否やに付き、屢々疑問を生ずる。

此等の疑問は極めて多様であり、一々之を論ずるまでもないが、判例集に掲載せられて居る實例に付き、左に其の要領を摘記する。

(イ)「故又ハ屑ノ鐵」に付いては、其の販賣價格が指定せられて居る外に、尙鐵屑配給統制規則に依り其の配給に付いても統制せられて居り、其の雙方の適用に關して、果して所定の鐵屑又は故鐵に該當するや否やに付き、屢々裁判上の問題となり、之に關する數個の判例が判例集に登載せられて居る。

(1) 鐵屑配給統制規則の適用に關し、同規則に所謂「鐵屑」がニッケルやタンングステンなどを含有する特殊鋼の屑をも含むや否やが問題となつたことが有り、判例は之を肯定して居る。

* 昭和十五年六月二十四日大審院判決、曰く「ニッケルヲ含有スル所謂特殊鋼ノ屑モ亦鐵屑配給統制規則ニ所謂鐵屑中ニ包含セラルルモノトス。」特殊鋼の屑に付いては十四年五月商工省令第二〇號に依る同規則の改正に依り新に特別の制限規定が設けられたのであるが、其の以前に於いても、自由販賣に任かされてゐたのではなく、一般の鐵屑と同じく其の配給を統制會社及び其の指定販賣業者に歸一せしめられてゐたのであつて、判旨正當と爲すべきである。

(2) 同規則に所謂「鐵屑」とは、現に機械又は器具として使用せられない廢物たる鐵を意味することは勿論であるが、假令尙機械として使用せられべきものであつても、賣買当事者に於いて機械として賣買したのでなく之を熔解して業務上の原料に使用する爲めに賣買したのであれば、それは機械の賣買ではなく、鐵屑の賣買に相當する。

* 昭和十七年三月三十日大審院判決は、此の趣旨を言明して居る。曰く

『本件銑鐵製古物ノ捺染機及同乾燥機ガ假ニ所謂ノ如ク其レ等各機械トシテ尙使用ニ堪フルモノナル場合ニ於テ、若シ買受人ガ其レ等機械ヲ古物ノ機械トシテ買受ケ使用セント欲シ賣渡人亦其ノ趣旨ヲ諒シ古物ノ機械トシテ賣渡スモノナルトキハ、右ハ機械其ノ物ノ賣買ニシテ鐵屑配給統制規則第一條ニ所謂故又ハ屑ノ鐵ノ賣買ト目スベキニ非ズ、從テ同規則第二條ノ制限ヲ受ケザルモノト解スベキハ當然ナルモ、後段説明ノ如ク本件當事者ハ孰レモ前示古物ノ機械類ヲ機械其ノ物トシテ取扱フコトナク單ニ熔解用ニ供スベキ故又ハ屑ノ鐵トシテ賣買取引ヲ爲シタルモノニ係リ、而モ右機械類ガ銑鐵製ニシテ固

ヨリ鐵タルノ本質ヲ失ハザルモノナル以上機械トシテノ使用價值ノ存否如何ヲ問ハズ右取引ヲ以テ前示規則ニ所謂鐵屑ノ賣買ト解スルヲ相當トスルノミナラズ、又斯ク解スルニ依リテ始メテ彼ノ名ヲ機械ノ賣買ニ假託シテ實際上鐵屑ノ賣買ヲ爲ス鐵屑業務用使用者ノ脱法行爲ヲ防遏スルヲ得ルト共ニ、右使用者ニ對シ原則トシテ前示規則第二條所定ノ統制會社若ハ指定販賣業者以外ノ者ヨリ之ガ買受ヲ禁止スルニ依リテ其ノ恣意ニ依ル鐵屑ノ無統制使用ヲ防止シ之ガ配給ノ調整ヲ期シタル前示規則ノ法意ニ副フコトヲ得ルモノト謂フヲ得ベキナリ。』

勿論、賣買の目的物たる物資の種類別に付いては、一般には其の客觀的性質に依つて定まり、取引當事者の主觀的意圖に依つて左右せらるるものではないが、鐵屑といふ觀念は、一般の物資に於けるとは異なり、物の客觀的性質に依る觀念ではなくして、使用者の使用の用途に依つて定まる觀念であり、假令尙機械として使用し得べき可能性は有るとしても、其の所有者が機械として使用せず原料用として他に賣渡したならば、それは鐵屑の賣渡に相當し、同様に買受人が機械として使用する意圖なく原料用として買受けたのであれば、それは鐵屑の買受到相當する。

(3) 價格統制の目的物としての鐵屑に付いては、右と反對に、賣買當事者の意思如何に拘らず、其の客觀的性質に依つて判断すべきものとして居る判例も有るが、それは首肯し難い*。

* 昭和十八年一月二十六日大審院判決は『昭和十六年五月五日商工省告示第三百八十五號ニ所謂特級二號品ニ該當スル故鋼ナル鑿岩機ノ故鑿ハ之ヲ賣買當事者ニ於テ機具トシテ取引スル意思アリタル場合ト雖右取引ニ付テハ前示告示ノ指定スル

價格ヲ規準トスルヲ相當トス』と曰つて居る。

是は上告論旨として、被告人(屑物買出業者)は鋼屑として買受けたのではなく、初めより鑿岩機具として他に賣却する意圖を以つて買受けたのであると主張したのを排斥したのであるが、前の判決と趣旨に於いて相矛盾するもので、若し眞に機具として取引したのであれば、鋼屑の價格を以つて律せらるべきではないであらう。

(4) 價格の統制に關しては、尙鐵屑の販賣價格を指定せる商工省告示(昭和十三年(第二六一號)に「伸鐵用(拔物用及押物用ヲ含ム)故又ハ屑ノ鋼」とある所謂伸鐵用の故鋼は、松葉火箸製造の材料たる古帶鐵をも包含するや否やが問題となり、判例は之を含むものと解して居る*。

* 昭和十五年五月二日大審院判決、曰く『本件古帶鐵ハ假令厚サ二厘五毛ノモノナリトスルモ買受人ガ之ヲ以テ押物用ノ原料トシテ松葉火箸ヲ製造セル事實ヨリ之ヲ推考スレバ本件古帶鐵モ亦右告示ニ所謂押物用ナリシコト之ヲ看取スルニ難カラズ。』

同年五月三日の判決にも同趣意を以つて『昭和十三年商工省告示第二百六十一號ニ所謂押物用ノ故又ハ屑鐵タルニハ伸鐵用ニモ共通ニ利用セラレ得ルモノナルコトヲ要セズ且其ノ厚サノ厚薄ヲ問ハザルモノト解スルヲ相當トス』と曰つて居る。

(5) 鐵屑配給統制規則には「本則ニ於テ鐵屑トハ本邦内ニ於テ發生シタル鋼又ハ銑ノ屑又ハ故ヲ謂フ」と明記して居り、輸入の鐵屑が同規則の適用を受けないことは明瞭であるが、鐵屑の販賣價格を指定せる右商工省告示に所謂「故又ハ屑ノ鐵」は、之とは異なり、輸入鐵屑にも等しく適

用せらるるものである*。

* 昭和十五年九月五日大審院判決、曰く『鐵屑配給統制規則ハ國內鐵屑ノ配給調整ニ關スル基本的事項ヲ決定シ統制會社ヲシテ之ヲ實施セシムル目的ノ下ニ定メラレタルモノニシテ輸入鐵屑ニ付テハ既ニ屑鐵共同購買會ニ於テ統制シタル關係上特ニ本則ノ適用ヨリ除外スルコトヲ明定セルモノニ係リ、一方物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ定メラレタル昭和十三年商工省告示第二百六十一號ハ物價ノ昂騰ヲ抑止スル目的ヲ以テ故又ハ屑ノ鐵ノ最終販賣價格ヲ定メタルモノニシテ當該物品ガ國內産タルト輸入品タルトヲ區別セズ一様ニ同告示ノ適用ヲ受クルモノナルコトハ、同ジク物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ定メラレタル昭和十三年商工省告示第二百九十四號ニ於テハ故又ハ屑ノゴムニ付テハ輸入品ヲ除ク旨明記セルニ拘ラズ故又ハ屑ノ鐵ニ付テハ前記告示ニ斯ノ如キ除外例ヲ定メザル所ヨリスルモ明ナルヲ以テ、鐵屑配給統制規則ノ適用ヲ受クル鐵屑ヲ以テ商工省告示第二百六十一號ノ適用ヲ受クル鐵屑ヲ律セントスル所論ハ當ラズ。』

(6)業者間に「流れ銑」と稱せらるる品質不良の屑銑も、右告示に所謂「屑ノ銑」に該當することは當然である*。

* 昭和十七年四月二十三日大審院判決、曰く『所謂流れ銑ナルモノハ製銑又ハ鑄造作業中ニ發生スル屑銑ニシテ其ノ品質不良ナルモノヲ指稱スルモノナル所、昭和十三年商工省告示第二百六十一號ハ屑ノ銑(鑄物ヲ含ム)ノ販賣價格ヲ一律ニ一應百圓ト定メ品質ニ依リ差別ヲ爲サザルガ故ニ流れ銑モ亦右告示ノ屑ノ銑ヨリ除外スルヲ要スル理據ナシ。』

(ロ)鐵屑以外の一般物資に付いても、社會通念上指定の物資に該當すと認めらるるものは、當然其の中に含まれて居るものと解すべきことを原則とし、別段の規定の無い限り其の中から除

外せられて居るものと解すべきではない。

鐵屑に付き既に述べた外、其の他の物資に付き判例中に此の趣旨を言明して居るものを擧げると、(1)皮革使用制限規則(昭和十三年商工省令四三號)の適用に付き『同規則第一條所定ノ牛革中ニハ所謂舶來ボツクスヲ包含スルモノトス』(昭和一四・三六)と曰ひ、(2)屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則(昭和十四年商工省令二四號)の適用に付き、朝鮮から移入した屑ゴムも同規則の適用を受くるものと爲し、又屑ゴムの販賣價格指定(昭和十四年商工省告示三六六號)の適用に付いても、同じく移入屑ゴムが當然其の適用を受くるものとして居る(昭和一七・一七)。此等は其の規定の趣旨から見ても、當然と爲すべきである。(3)絹織物の販賣價格指定(昭和十四年石川縣告示一〇九號)の適用に付き、『輸出品トシテ商工省輸出絹織物検査所ノ検査ニ合格シタルモノ』に付いても、告示所定の規格を有する絹織物である以上は、當然指定價格に従はねばならぬものと判示した例も有る(昭和一七・二四)。輸出品として外國向に取引するのであれば價格の制限を受けない特例は有るとしても、輸出するのでなく内地で販賣するのである以上は、假令輸出品として検査に合格したものであつても、指定價格の適用を受くべきことは當然である。(4)物品販賣價格取締規則に基づき「アルミニウム製品」を指定物品として其の價格停止期日を指定した告示(昭和十三年商工省告示二〇八號)の適用に付き、『日本紙ニアルミニウム箔ヲ貼合シ之ヲ纖維狀ニ截斷シタル所謂

アルミニウム平箔』(通稱金銀絲)は、右告示所定のアルミニウム製品に該當するものとした例も有る(昭和一六・六・二八六)が、是は當否聊疑はれる。(5)皮革配給統制規則(昭和十三年商工省令四五號)第四條第二項に、指定仲買人は指定販賣業者以外の者に「皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ」とある規定の適用に付き、其の所謂「皮」は屠殺獸の皮のみならず、病氣で斃死した牛馬豚等の皮をも含む趣旨であると判示した例が有り(昭和一八・五・二四六)、是は正當と思はれる。

(ハ)指定物品に加工した物が指定物品中に含まれるや否やの問題に付いては、其の加工の結果として指定物品とは種類を異にした物品となるに至つたものであるや否やに依り區別せねばならぬ。

其の加工に依り種類を異にする物品となつたものと判定した例には、スフ織物に起毛加工を施した物を以つて、告示所定の規格品たるスフ織物に該當せずと爲したのが有る*。

* 昭和十七年三月九日大審院判決は、ステープルファイバー製品販賣價格を指定した昭和十四年商工省告示第三七八號の適用に付き、原判決が規格品たる變織第三號仕上に起毛加工を施したものを告示所定の「變織第三號ノ仕上品」に該當するものとして處断したのを違法なりとし、左の如く判示して居る。

『前記商工省告示掲記ノ變織第三號ノ仕上品トハ變織第三號(先染變織)ニ糊拔ヲ爲シ幅出ノ操作ヲ爲ス程度ノ工程ヲ經タルモノヲ指稱シ更ニ其レ以上起毛等ノ特殊加工ヲ施シタルモノハ之ヲ包含セザル趣旨ナリトス。蓋シ變織第三號ハネルノ如

ク起毛スルコトヲ當然トスルモノニ非ズシテ之ニ起毛ヲ施スコトハ寧ロ異例少數ニ屬スルガ故ニ、斯ルモノニ付テハ商工大臣ニ於テ特ニ販賣價格ノ指定ヲ爲スコトヲ要セズ價格等統制令第二條同第三條等ノ規定ニヨリ律スルヲ以テ足ルト做シタル趣旨ニ外ナラザレバナリ。然ラバ變織第三號ノ仕上品ニ起毛ヲ施シタルモノニ付テハ同告示ヲ適用スベキモノニ非ザルニ拘ラズ原判決ガ變織第三號ノ仕上品ニ起毛ヲ施スモ本來ノ品種變織第三號タルコトニ渝リナク又之ヲ以テ規格品外ノモノト解シ難シト斷ジ起毛加工品ノ卸賣行爲ニ對シテモ同告示ヲ適用シタルハ所論ノ如ク右告示ノ解釋ヲ誤リタル擬律錯誤ノ違法アルモノト云ハザルベカラズ*』

之に反して、織物の襪襦に晒加工して製造した拭布を依然襪襦であると判示した例も有るが、
是は當否疑はしい。

* 昭和十五年九月十二日大審院判決。曰く

『綿其ノ他ノ絲ヲ原料トシテ製造シタル織物ノ襪襦ヲ晒シテ仕上ゲタル拭布等ハ昭和十四年商工省告示第四十八號第七十三項ニ所謂襪襦ニ該當ズルモノト解スベキモノトス。蓋シ昭和十三年商工省告示第二百八號及右告示第四十八號ハ專ラ綿其ノ他ノ絲ヲ原料トシテ製造シタルモノノ價格ヲ統制スル規定ナレバ綿其ノ他ノ絲ヲ原料トセル織物ノ襪襦ヲ晒シテ漂白セルノミニテハ依然襪襦タル性質ヲ失ハザレバナリ。故ニ之ヲ以テ再生綿布ナリトノ所論ハ當ラズ。』

加工した結果社會通念上別種の商品と認めらるるに至らないものは、當然指定物品に該當するものと認むべきであり、而して此の場合に判例は一般に別段の規定なき限り當然には指定價格に加工料金を加算すべきものでないとして居ることは、前に述べた(二三六頁以下)。例へば磨きを加へた下

馱(昭和四・一六六)、火入をした清酒(昭和四・七六)の類はそれである。

(三) 其の他一般に言つて、告示指定の物品に該當するや否やは、第一に其の語の示す普通の意義を標準と爲すべく、低物價政策とか適正な配給とかいふやうな廣汎な立法の目的から見て、濫りに普通の語義から離れた解釋を爲すべきではないと共に、又法令の規定の趣旨に適合すること及び經濟上に合理的であるべきことを考慮する必要が有る。

例へば、(1)「妊娠七箇月以上ノ牝牛」の販賣價格は牝牛の公定價格に三割を加算し得る旨の規定(昭和十六年農林省告示三五二號)は、専ら妊娠中の牝牛にのみ適用せらるるもので、假令牝牛の分娩後仔牛の離乳期までは乳量が豊富であり、取引上高價なるべき理由が有るとしても、之に該當しないものと判示した(昭和九・一五九)のは、其の語義から見て當然である。

(2)「皮革製品」の販賣價格を指定せる告示(昭和十三年商工省告示二〇八號)の適用に付き『皮革製品トハ皮革ヲ材料トシテ製出シタル靴、鞆等ヲ指稱シ、靴ノ材料タル黒色牛クロム革、豚革本底、同中底ハ之ニ包含セラレザルモノト解スルヲ相當トス』と曰ひ、それ等は價格等統制令第二條に依り九・一八停止價格の適用を受くべきものと判示した(昭和〇・二七九)のも、「皮革製品」といふ語の普通の意義から言つて當然と見るべきである。

(3) 鮮魚の販賣價格を指定した告示(昭和十五年商工省農林省告示一六號)の中に「丸」と「切身」とを區別して指定して居る規定の適用に付き、頭部と内臓とを除外したに止まるものは「丸」に相當するものとして居るのは、單に語義から言へば疑が有るが、其の註記の定から見て正當と爲すべきであらう。

* 昭和十七年五月十五日大審院判決、曰く

『昭和十五年商工省農林省告示第十六號(同年農林省告示第六二六號ニ依り改正)ヲ觀ルニ其ノ二ノ欄ニハ「切身トハ頭部及内臓ヲ除去シ切斷處理セルモノヲ謂フ」旨ノ規定アリテ、右ノ告示ニ所謂切身トハ生鮮魚類ノ頭部及内臓ヲ除去シタル外從來ノ商慣習ニ依ル切斷等ノ處理ヲ爲シタルモノヲ指稱シ單ニ生鮮魚類ノ頭部及内臓ヲ除去シタルニ止マリ其ノ以外ニ何等ノ處理ヲ施サザルモノハ切身ト云フヲ得ザルヲ以テ同告示ニ所謂「丸」ノ價格ニ依り取引ヲ爲スベキ趣旨ト解スベキコト該告示ノ規定上自ラ明白ナルガ故ニ、本件ニ於テ所論ノびんが及めばちが單ニ頭部及内臓ヲ除去シタルニ止マリ其ノ以外ノ何等ノ處理ヲ爲シタルニ非ザルコト判示ノ如クナル以上其ノ切身ニハ非ズシテ丸ニ該當スルモノト爲スベキコト勿論ナリ』(二三八頁參照)。

(4) 菓子類の販賣價格を指定せる告示(昭和十五年商工省告示四四八號)の適用に付き、通稱ベッコウ飴が右告示に所謂「棒附キャンデー」に該當するものと判示したのも、「キャンデー」の規格の定と對照するに依り、正當と爲すべきことが知られる。

* 昭和十七年十二月十五日東京控訴院上告判決。曰く

『原判決採用ノ證據ニ依レバ被告人ノ販賣シタル本件製品ハ砂糖、水飴、香料ヲ主要原料トシ之ニコーヒール粉又ハバター等

ヲ配合シ之ヲ鐵板ニ流シ込ミ一個宛棒附トナシタルモノナルコトヲ認メ得ベキヲ以テ、昭和十五年商工省告示第四百四十八號ニ所謂棒附キャンデーニ該當スルコト疑ヲ容レズ。』

(5) 藁稗類の販賣價格を指定せる告示(昭和十五年農林省告示五〇四號)の適用に付き、同告示に「藁工品用稻藁」と「其ノ他ノ稻藁」とを區別して其の價格を指定して居り、其の語義から言へば兩者の區別は用途に依るもののやうであるが、其の註記に「藁工品用稻藁トハ乾燥十分品質良好ニシテ藁工品用トシテ適當ナルモノヲ謂フ」とあるに依り、品質に依る區別であることを知り得べく、馬糧用稻藁でも其の品質に依り右告示に所謂「藁工品用稻藁」に該當するものの有り得ることを判示して居る(昭和一七・一一・一三・大阪控)のは正當である。

(6) 鉛、亞鉛、錫等使用制限規則(昭和十三年商工省令第五一號)には、「鉛亞鉛錫アンチモン若ハニッケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金」は輸出品に非ざる茶器、酒器、菓子器其の他の飲食用器具等の製造に使用することを得不い旨を定めて居る。此の規定の適用に付き、大審院判例は、故鉛も右の規定に依り此等の物の製造に使用するを得ないものとして居るが、是は當否疑はしく思はれる*。

* 昭和十七年八月六日判決、曰く『鉛亞鉛錫等使用制限規則第三條ハ所論ノ如ク鉛亞鉛等又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ノ用途ニ付制限スル所アリテ其ノ鉛亞鉛等又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ニシテ屑又ハ故タルモノヲ除外スルノ趣旨モ現

ハレザルノミナラズ、之ヲ特ニ除外スベキ實質的理由ノ存スルコトナク其ノ新品タルト屑又ハ故タルトヲ問ハズ之ガ不念不要ノ用途ヘノ使用ヲ制限スルモノト解スルコト其ノ立法ノ趣旨ニ適スル所以ナリト謂フベシ。』

併し普通の語義から言つても、紙と紙屑、鐵と鐵屑といふが如く、新物と屑物とは稱呼に於いても區別して用ゐらるゝが通常であり、法令の上にも多くは之を區別して居るのであるから、單に鉛、亞鉛等とあれば故鉛は含まれないものと解するのが穩當なるべく、殊に故鉛に付いては昭和十四年八月一日までは賣買も自由であり制限を受けなかつたことから見て、其の使用も制限せられなかつたものと解すべき理由あるものと思はれる。

(110) 地代家賃の統制 地代及び家賃に付いては、價格等統制令の適用なく、別に地代家賃統制令の定が有る。それには初めは昭和十三年八月四日の地代又は家賃を以つて停止し、それを超ゆる額の定を爲すことを禁止してゐたが、後に改正あり、新令に於いては「昭和十三年八月四日以後本令施行前ニ地代又ハ家賃アリタルモノニ付テハ本令施行前ニ於ケル最後ノ地代又ハ家賃」を以つて停止額とし、それを超えて地代又は家賃を定むるを得ないものとして居る。此の規定の適用に關して判例に見はれて居る所を見ると、凡そ左の數例が有る。

(イ) 十三年八月四日の家賃とは、當日現に支拂義務の有つた家賃を意味し、將來支拂ふべき約束の有つたものを含むものではない*。

* 是は刑事の判決ではなく、民事判決であるが、昭和十七年四月三十日大審院(民)判決は、十三年六月に現在の家賃は一

月八圓の約束であるのを、十四年一月一日から一月十圓に増額する約束を爲し、其の約束に基づき十四年一月から十六年二月末まで毎月十圓の家賃を支拂つて来たのを、家屋明渡の後借主から家主に對し不當利得返還を請求した事件に付き、家主側からは、十三年八月四日には既に一月十圓に増額すべき旨の契約が成立してゐたのであるから、それが當日の約定家賃であると主張したが、之を排斥して、借主側の請求を容れ、左の如く判示した。

『昭和十三年八月四日前ニ於テ被告原告人ガ昭和十四年一月一日ヨリ一箇月十圓ニ増額セラルルコトヲ承諾シ居リ當事者間ニ斯カル約定存シタルモ右昭和十三年八月四日當時ニ於ケル家賃ハ一箇月八圓ニシテ十圓ノ家賃ガ存在シタルモノト謂フヲ得ズ、蓋シ右地代家賃統制令第三條第一號ノ昭和十三年八月四日アリタル家賃トハ其ノ當時支拂義務アルコトガ定メラレタル家賃ヲ謂フモノニシテ將來支拂フベキコトガ定メラレタル家賃ヲ謂フモノニ非ザレバナリ。』

(ロ) 舊令に於いては十三年八月四日の額を以つて基準額と爲してゐたのに對し、新令に於いては「本令施行前ニ於ケル最後ノ地代又ハ家賃」を超ゆる額を定むるを得ないものとして居るのであるが、此の所謂「最後ノ地代又ハ家賃」は、指定期日たる十三年八月四日には地代又は家賃の定は無く、其の以後に始めて貸地又は貸家を爲すに至つたものにのみ適用せらるるもので、指定期日に其の定の有つたものは、其の以後は舊令に依り其の値上を禁止せられてゐたのであるから、其の禁止に違反して其の以後新令施行前に地代又は家賃の増額を爲したとしても、それは新令に所謂「最後ノ地代又ハ家賃」に相當するものではない*。

* 昭和十七年十月十五日東京控訴院上告判決は此の趣旨を言明して居る。判決要旨に曰く

『昭和十五年勅令第六百七十八號地代家賃統制令(新令)第三條第一項第一號ニ所謂最後ノ地代又ハ家賃ニハ貸主ガ舊令(昭和十四年勅令第七百四號地代家賃統制令)施行後其ノ禁止規定ニ違反シテ増額シタル分ハ之ヲ含マズ。』

(ハ) 家主甲が指定期日に一定の家賃を以つて其の家を乙に賃貸して居り、乙はそれよりも高い家賃で之を丙に轉貸して居た場合に、其の何れを以つて基準家賃と爲すべきかに付いては、甲乙兩當事者間に於いては低い方の家賃が基準額となりそれを増額することの許されないのは勿論であるが、甲乙兩當事者間に於ける賃貸借關係が消滅して、甲から直接に丙に賃貸し又は其の他の者に賃貸する場合には、乙丙間に存してゐた高い方の家賃が基準額となり、甲は其の額を以つて賃貸し得べきものと認むべきである。判例は之と反對の見解を取つて居るけれども、それは贊成し難い*。

* 昭和十七年九月十八日大審院判決は曰く、

『地代家賃統制令第三條ハ昭和十三年八月四日ニ於テ家賃アリタルモノニ付テハ右家賃ヲ超エテ家賃ヲ定ムルコトヲ得ザル旨規定スルトコロ右規定ハ縱令借家ノ借主ガ貸主ノ承諾ヲ得テ右期日以前ニ之ヲ他ニ轉貸シタル場合ト雖貸主ハ轉貸料ノ額ノ如何ニ拘ラズ右八月四日ノ賃料ヲ超エテ家賃ヲ定ムルコトヲ得ザル趣旨ナリト解スルヲ相當トス。』

右判決の問題となつた事件は、貸家全體を他に轉貸した場合ではなく、家主甲は家屋全部を乙に賃貸し(指定期日の家賃一月二百十圓)、乙は其の中階上二室を丙に轉貸してゐた(賃料一月百圓)のを、其の後甲乙間の賃貸借關係は消滅して、甲から直接に丙に對し階上二室を一月百圓、階上の他の二室を丁に一月九十五圓、階下全部を戊に一月二百圓で賃貸するに

至つた事件で、原審では之を指定期日の家賃二百十圓より合計百八十五圓を超ゆる家賃の定を爲したものととして處断し、大審院でも之を其の儘正當として判定したのである。

併しながら、此の判決は(1)家屋全體を不可分の一體として賃貸する場合の家賃と其の中の或る一室又は數室を分割して賃貸する場合の賃料とが同一の比率に依らねばならぬことを當然の前提と爲せることに於いて、既に失當であるのみならず、(2)家主甲が丙丁戊の三人に賃貸せる行爲は、三の別々の行爲であるに拘らず、之を一罪として處断することに於いても、不當であり、(3)殊に借主が他に賃貸せる場合の賃貸料の額如何を顧慮するを要しないものとして居るのは、明らかに不當であると爲さねばならぬ。轉賃に依る家賃と雖も、苟も指定期日に於いて同じ家屋に付き家賃の定が有つた以上は、それが指定期日に於ける家賃と見るべきことは、當然である。地代家賃統制令に於いて基準家賃として定めて居るのは、専ら家賃を標準と爲し、其の家屋に付き指定期日に於いて定められてゐた家賃であつて、其の受領者を標準とするのではない。轉賃者と雖も苟も指定期日に於いて一定の家賃を以つて賃貸する權利を有してゐた以上は、其の權利を繼承した者は當然同じ家賃を以つて同じ家賃を賃貸し得なければならぬ。

(一一) 農地價格の統制 臨時農地價格統制令は農地の賣買價格の制限を定めて居るが、同令に所謂農地とは「耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ」と定義せられて居り、専ら賣買當時に於ける現在の使用目的に依つて定まるもののやうであるが、庭園の一部を現在野菜畑として利用して居るやうな場合はそれに該當するものではなく、客觀的な普通の社會的認識に於いて耕作の目的に供せらるる土地として認めらるるものを意味するものと解すべきである*。

* 昭和十七年十二月十九日東京控訴院上告判決に曰く、

「臨時農地價格統制令ハ國家總動員法第十九條ノ規定ニ基キ農地ノ價格ヲ統制スル目的ヲ以テ制定セラレタルモノニシテ同令ニ所謂農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ汎稱シ苟モ土地ノ使用現狀ガ客觀的ニ耕作ニ供セラルルモノト認メラルル以上ハ其ノ公簿上ノ地目ノ如何讓受人ノ主觀的使用目的ノ如何ヲ問フコトナク總テ之ヲ農地ト解スベク、從テ斯ル土地ニ付テハ法定ノ特例ノ存スル場合(宅地建物等價格統制令第五條第一項後段及第六條)ヲ除クノ外全面的ニ同令ノ法條ノ適用アルコト勿論ニシテ該土地全部ノ價格ハ法定ノ除外事由アル場合ヲ除キ當該農地ノ地租法ニ依ル賃貸價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額トスベキモノトス。」

是は買受人が宅地として使用する目的を以つて買受けたのであるから、農地の賣買と見るべきではないといふ上告論旨を排斥したもので、其の點に於いては勿論正當である。

農地に果樹・桑樹・茶樹其の他毛上ある場合には、特に許可を受けて賣買價格を加算し得るのであるが、其の場合にも許可を受けずして私に公定價格よりも高價に賣買することは、同令違反に該當する*。

* 前掲の東京控訴院判決は、此の點に付き左の如く言明して居る。

「臨時農地價格統制令ノ對象タル農地ニ所論ノ如ク茶樹其ノ他毛上アル場合之ヲ農地ヨリ分離シテ讓渡スルハ格別、農地ト共ニ一括シテ不可分の讓渡スル場合ニ於テハ該茶樹等ニ付同令第三條第一項但書同令施行規則第一條第四號ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキノ外右茶樹等ノ價格ハ該農地ノ法定價格ニ包含セラレ其ノ全部ニ付同令第三條第一項本文ノ適用アルコト右各法條ノ律意ニ照シ甚ダ明ナルトコロトス。」

(一一) 宅地價格の統制 宅地建物等價格統制令及び同令施行規則には、昭和十四年九月十八日以後に有償行為に依り取得した宅地を分割して他に譲渡する場合には、其の價格に付き行政官廳の認可を受くべきものと定めて居り、其の認可を受けずして之を分割譲渡するならば、假令前の買入價格に比し利得を爲す意圖は無かつたとしても、同令違反の罪を免れない*。

* 昭和十八年五月十二日大審院判決は、此の趣旨を言明して居る。曰く

『宅地建物等價格統制令第四條ニ依リ之ガ譲渡價格ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ必要トスル宅物若ハ建物ノ譲渡ニ付テハ、讓渡人ニ於テ該讓渡ニ依リ利得セントスル意圖アリタルト否トヲ問ハズ、等シク同條ノ適用ヲ受クベキモノトス。』

(一二) 物資の製造使用の制限 物資の統制に關しては、一面には其の賣買に關する制限が有り、一面には其の製造・使用等に關する制限が有る。賣買の制限に付いては、價格の統制と共に既に述べた所であり、物資の種類の解釋に付いても前に述べたが、其の以外に於いて製造使用の制限に關し判例に見はれて居る所を擧げると、左の諸例が有る。

(イ) 綿絲配給統制規則(昭和十三年商工省令六號) 第一條には「綿絲ヲ原料又ハ材料トスル製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體ニ於テ割當テタル數量ヲ超エ綿絲ヲ原料又ハ材料ニ使用スルコトヲ得ズ」とある。此の規定は綿絲の使用の制限を定めたもの

で、苟も業者が其の製造原料として綿絲を使用するものである以上は、他の法令に依り綿織物製造の許可を受け其の製造に使用する場合であつても、其の綿絲が新に割當を受けたものではなく従前からの手持品であつても、又は規則施行の際現に仕掛中のものを完成する爲めであつても、常に其の制限を受けねばならぬ。

* 昭和十四年七月八日大審院判決は、此の趣旨を言明して居る。曰く

『綿絲配給統制規則第一條ニ依レバ工業者(綿織物ノ製造加工業者)ハ同條但書ノ場合ヲ除キ割當數量ヲ超エ綿絲ヲ使用スルコトヲ得ザルモノトス、換言スレバ工業者ハ割當テラレタル數量ノ綿絲ヲ使用スル範圍ニ於テノミ國內消費用綿織物ノ製造ヲ爲シ得ルモノトス。而シテ(一)該規則ハ……綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニモ等シク適用セラルベク……地方長官ノ許可ハ製造禁止ニ關スル同項本文ノ特例即チ製造允許ヲ與フル裁量タルニ止マリ之ニ因リ其ノ製造ニ關シ配給規則ノ適用ノ免脱ヲ得シムル裁量ニ非ズ……假令此ノ許可アリタル場合ト雖其ノ使用綿絲ニ關シテハ尙且配給規則ニ基ク數量上ノ制限ヲ受クルモノト解スルヲ至當トス。……(二)而シテ此ノ事タルヤ右割當數量超過部分ノ綿絲ガ同工場ニ於ケル手持品ナリシト否ト(三)又右使用ガ仕掛中ノ綿織物完成ノ爲ニ仕向ケラレタルト否トニヨリテ何等差異ヲ生ズルモノニ非ズ。』

此の判決の趣旨は正當と爲さねばならぬ。綿織物の製造と綿絲の使用とは不可分の關係に在るが、綿織物の製造は「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」に依り、綿絲の使用は「綿絲配給統制規則」に依り、二様に制限せられて居るのであるから、其の雙方の制限に共に従はねばならぬもので、製造は適法であつても、其の製造の爲めに綿絲を使用することは、必ずしも當然に適法たるものではない。

(ロ) 綿製品ノ製造制限ニ關スル件(昭和十三年商工省令三七號) 第一項には「綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ハ輸出品及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ」とある。此の規定の適用に付き、其の所謂製造とは必ずしも製造を完成することを要する意味ではなく、其の一部の工程を了したに止まるものでも、其の限度に於いては製造禁止に違反したものであり、又それが見本的な試作品であつても製造たることを妨ぐるものでないことを判示した例が有り、それは正當である*。

* 前掲の昭和十四年七月八日判決は更に此の趣旨をも言明して居る。曰く

『製造制限令第一項ハ其ノ製造ノ目的如何ヲ問ハズ一般的ニ製造ノ禁止ヲ命ズルモノナルガ故ニ所謂幌布ガ假ニ試作ノ爲ニ製造セラレタリトスルモ尙右省令ニ違反スルヤ勿論ナリ、又同省令ニ所謂綿織物ノ製造タルニハ其ノ製織ノ作業ニ著手セル事實アルヲ以テ足り必ズシモ製織工程完了ヲ俟ツヲ要セザルモノト解スベク、從テ整理後緯絲ヲ使用シ織出ノ工程ニ達シタル場合例之織成部分數尺ニ達シタル場合ハ之ヲ目シテ製造ト謂フヲ妨ゲザルモノトス。』

(ハ) 纖維工業設備ニ關スル件(昭和十三年商工省令五號) には、纖維工業者が「其ノ製造機械ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ」とあつたが、十四年七月一日施行の商工省令第三一號に依り「其ノ製造又ハ加工ニ使用スル設備ヲ新設シ、増設シ若ハ改造シ又ハ之ヲ讓受ケ若ハ借受ケントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ」と改正せられた。其の改正前の舊令に

所謂「新設」が讓受をも含むや否やは、多少の疑が有るが、判例は之を含むものと解して居る*。

* 昭和十五年七月六日大審院判決は曰く、

『昭和十三年二月十二日商工省令第五號纖維工業設備ニ關スル件ニ規定スル所謂製造機械ノ新設又ハ増設ト云フハ其ノ意義ニ大差ナク要ハ同規定ニ掲グル製造機械ヲ新ニ設置シ又ハ既ニ設置セル以上ニ其ノ數ヲ増シテ設置セントスルニ當リテハ常ニ地方長官ノ許可ヲ受クルヲ必要トシ其ノ設置スル機械ガ他人使用ノモノヲ讓受ケタルモノナリヤ若クハ同規定ノ製造機械以外ノ目的ニ使用セシ機械ニ改造ヲ加ヘテ同規定ノ製造機械トシタルモノナリヤ等ノ如キハ之ヲ問フトコロニ非ズト解スルヲ正當トス。』

(ニ) 纖維製品製造制限規則(昭和十四年商工省令四六號) 第二條には「別表乙號ニ掲グル纖維製品ノ製造ヲ業トスル者ハ纖維需給調整協議會ノ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ其ノ製造ニ係ル乙號纖維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡シ若ハ質入スルコトヲ得ス」とあるが、それは不合格品の使用又は讓渡質入に關する制限であつて、不合格となるべき規格外の織物を製造したこと自身は勿論犯罪を構成するものではない*。

* 昭和十六年十二月十二日大審院判決は、スフ織物の超過價格販賣被告事件に付き、原審に於いて、其の販賣したスフ織物の中公定の規格に適合しない羽根蒲團用生地若干反の有つたことを認定し、(1)超過價格で販賣した點は價格等統制令違反、(2)規格外の織物を製造した點は纖維製品製造制限規則第三條違反に該當する併合罪として處斷したのを違法として破毀し、左の如く判示した。

『昭和十四年九月五日附商工省令第四十六號第三條第一項ハ纖維需給調整協議會ハ判示第二物品ノ如キ乙號表記載ノ纖維製品ニ付検査ノ請求アリタルトキハ別ニ定ムル検査標準ニ依リ其ノ検査ヲ爲シ合格又ハ不合格ヲ決定スベキ旨規定シ同日附商工省告示第二百二十五號ハ右協議會ニ對シ前記検査ノ際ニ於ケル合格不合格ノ検査標準ヲ規定シタルモノニシテ、之等ノ法令ハ被告人ノ如ク乙號纖維製品ノ製造ヲ業トスル者ニ對シ右検査標準ニ適合セザル不合格品トナルベキモノノ製造自體ヲ禁止シタルモノニ非ズ、右製造自體ハ法ノ禁止セザル所ニシテ犯罪ヲ構成セザルモノナルコトハ前記商工省令第二條ガ前記検査ニ合格セザルモノヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ讓渡シ若ハ質入スルコトヲ禁止スル旨規定シ商工大臣ノ指定シタル者ニ對シテハ不合格品ト雖之ヲ讓渡スルコトヲ許容スル點ヨリ考フルモ之ヲ知リ得ベシ。』

(一四) 從業者雇入の制限 從業者の雇入に付いては、勞務調整令(昭和十六年勅令一〇六三號)の施行後は

専ら同令の律する所であるが、其の以前には從業者移動防止令及び青少年雇入制限令に依り定められてゐた。

從業者移動防止令第五條には、「工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントスル者ガ指定從業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」とある。

此の規定の適用に付いては、苟も指定從業者である以上は、職工として雇入るのでなく運搬人

夫として雇入るる場合でも、等しく國民職業指導所長の認可を受けねばならぬことは、當然である。^{*}

* 昭和十七年十一月五日東京控訴院上告判決は、左の如く此の趣旨を言明して居る。

『苟も指定從業者タル身分アル者ヲ判示ノ如キ同意書ノ交付及認可ナカリシニ拘ラズ自己ノ工場ニテ使用スル爲雇入レタル以上同令第五條ノ違反罪ハ直ニ成立シ其ノ雇入ノ目的ガ職工トシテ使用スル爲ナルト其ノ他ノ勞務ニ從事セシムル爲ナルトヲ問ハザルモノナルガ故ニ所論運搬人夫ガ職工ニ該當セズトスルモ同罪ノ成立ニ何等影響セザルコト論ヲ俟タズ。』

(一五) 暴利行爲等取締規則の適用 一般物資の販賣價格に付いては、原則として價格等統

制令の律する所であるが、同令の適用外に置かれて居る物資に付いても、別に獨立命令として暴利行爲等取締規則(昭和十四年商工農林省令一號)が定められて居り、其の第一條第一項には「何人ト雖モ暴利ヲ得テ物品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ」とある。此の規定が價格等統制令の適用を受けない物資の販賣に付いてのみ適用せらるるものであることは、言ふまでもないが、其の所謂「暴利」に該當するや否やを判断すべき標準に付いては、同規則に何等の定もなく、一に社會的條理に依つて判断するの外はない。而して此の如く法令に具體的な標準の定なき場合に於いて、犯罪に該當するものと認むる爲めには、社會通念に於いて許容すべからざる行爲として認識せらるる程度に達せるも

のであることを要する。低物價政策といふやうな抽象的な概念に基づき、社會的な普通の認識を考慮せずして、濫りに犯罪を構成するものとして處斷することの不當であるのみならず、暴利であるや否やを判斷する爲めには、各個の賣買行爲に於ける仕入原價又は生産費との比較に依らず、賣買當時に於ける當該物資の市場價格を標準と爲すべきものであることは、價格等統制令が基準販賣價格たる停止價格を定むるに當り、指定期日に於ける實績價格又は推定價格なき場合に、該期日の市場價格を以つて標準と爲して居るに依つても、其の正當なることを推測し得ると信ずる。判例が之と異つた見解を取つて居るのは、贊成し難い。

* (一) 昭和十六年九月二十二日大審院判決は、大阪中央卸賣市場の鮮魚仲買人が暴利を得て同市場内店舗に於いて鮪を販賣したといふ被告事件に付き、原審で有罪の判決を爲したのに對し、上告論旨として、(1) 中央卸賣市場に於ける鮮魚の取引は、當日市場に上げられた鮮魚の數量や雜賣の模様などに因り自ら當日の相場が定まるのであつて、或る一二の店舗で特に高價で賣付けようとしても、それは不可能である。(2) 資本並に營業費用を考慮せず、單に買入金額と賣上金額の差のみを見て、暴利であると判斷したのは不當である。(3) 買入金額に對する利潤は日に依り甚だ區々で、時には損失を爲した日も有るに拘らず、該期間内の全取引を計算せず、特に高い利潤を得た個々の取引のみを見て暴利を得たものとして居るのは不當であると主張したのを排斥して、左の如く判示した。

『或物資ノ販賣利益ガ取引當時ニ於ケル一般ノ社會通念ニ照シ通常ノ生産費又ハ仕入原價ニ比シ著シク不當ナリト認メラルル場合ニ於テハ其ノ利益ハ妥當性ヲ缺クシ暴利ヲ以テ目スルヲ相當トス、從テ從來ノ平均利潤ニ比シ著シク多額ノ利潤ヲ得

タル場合ノ如キモ亦敢テ暴利ヲ得タルモノト解スルニ妨ナキモノト謂フベシ。……其ノ販賣價格ハ所論市場ニ於ケル當時ノ一般賣買値段ニ比シ大差ナカリシトスルモ、低物價政策ノ國策ニ順應スベキ現時ノ國情ニ鑑ミ且原判決舉示ノ證據ニ依リ明ナルガ如ク當時鮪ノ賣買價格順次騰貴ノ趨勢ニ在リテ業者ハ暴利獲得ヲ戒心スベク注意ヲ受ケタルコトアリシ事情ヲ參酌スルトキ右利益ハ前段説示ノ理由ニ依リ執レモ暴利ニ非ズト做スニ由ナシ。所論ノ資本金子並ニ營業費ノ多寡ハ右論斷ヲ左右スルニ足ラズ。而シテ暴利ヲ得テ販賣シタリヤ否ハ各取引ニ付之ヲ判斷スルヲ相當トスルガ故ニ原判決ガ所論ノ如ク第二號記載ノ取引ヨリ摘出シタル第一號記載ノ各取引ノミニ付暴利ヲ得タル旨認定シタレバトテ毫モ不法ニ非ズ。』

此の判決が、各個の取引行爲に於ける仕入原價と賣渡價格との差が「從來ノ平均利潤」に比し著しく多額であることのみを標準として、暴利を得たものであると斷定し、「當時ノ一般賣買直段」や「資本金子並ニ營業費」を考慮するを要しないものとして居るのは、明らかに不當であると信ずる。

(二) 昭和十六年十月二十五日大審院判決は、大阪市の青果商が青森縣に出張して一箱五圓五十錢で買受けた林檎を大阪市に送荷の上一箱八圓九十錢乃至十一圓四十錢で販賣したといふ被告事件に付き、原審で有罪の判定を爲したのを、理由不備の違法あるものとして破毀し、左の如く判示した。

『或物資ノ販賣利益ガ取引當時ニ於ケル一般社會ノ通念ニ照シ通常ノ生産費又ハ仕入原價ニ比シ著シク不當ナリト認メラルル場合ニ於テハ其ノ利益ハ妥當性ヲ缺クシ……暴利ヲ以テ目スルヲ相當トスルコト當院ノ判例トスル所ナリ。然リ而シテ暴利行爲等取締規則ハ單ニ利益ヲ取得スルコトヲ禁止セントスルモノニ非ズシテ利益ヲ取得スルコトニ因リ適正ナル一般物價ヲ昂騰セシメ又ハ昂騰セシムル虞アラシムルコトヲ抑壓セントスルモノナルコト明ナレバ、右判例ニ所謂通常ノ生産費又ハ仕入原價トハ特殊ノ技能若ハ特別ノ事情等ニ因リ一般價格ニ比シ特ニ廉價ナル生産費又ハ仕入原價及之ト反對ニ一般價格ニ比シ特ニ高價ナル生産費又ハ仕入原價ヲ謂フモノニ非ズシテ、或物資ノ販賣取引當時市場其ノ他一般取引界又ハ一般生産者

ニ於テ普通行ハレ而モ社會通念ニ照シ適正妥當ト認メラルル仕入原價又ハ生産費ヲ指稱スルモノナルコト毫モ疑ヲ容レザルトコロナリ。……原判決ハ單ニ被告人ガ昭和十四年九月頃ヨリ同年十一月下旬ノ間ニ青森縣下ニ於テ仕入レタル林檎ノ買入價格、其ノ大阪市迄ノ運賃及販賣迄ノ冷蔵賃ヲ合算シタル金額ト翌十五年五月二十五日頃ヨリ同年七月一日頃迄ノ間ニ之ヲ販賣シタル總代金トヲ判示シ兩者ヲ比較シテ利益率ヲ算出シ之ヲ以テ直ニ暴利ト目シタルモノニシテ、買入ニ要シタル費用等ヲ判示セザルハ勿論買入後相當ノ金利ヲ生ズベキ期間ヲ經過シ而モ林檎ノ如キ青果ノ腐敗シ易キ時期ニ當ル右販賣當時ノ販賣地ニ於ケル通常ノ仕入原價ノ幾何ナリヤニ付毫モ審究判示スルトコロナシ。果シテ然ラバ原判決ハ判示冒頭ニ説示シタル仕入原價ノ判示ヲ缺如シ暴利行爲等取締規則ニ所謂暴利ニ該當スルヤノ理由不備ノ失當アルモノト謂フベク從テ既ニ此ノ點ニ於テ破毀ヲ免レザルモノトス。』

此の判決は表面は前の判決の趣旨に従つて居るやうであるが、結果に於いては、取引當時に於ける市場價格を標準と爲せるに近く、前の判決に比し遙に穩當であると思はれる。

同規則第一條第三項には「他ノモノヲ併セ又ハ負擔ヲ附シテ物品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ」とある。此の中併せ賣の禁止に關しては、卸賣業者が小賣業者に販賣する場合にも、其の適用を受くる旨を判示した例が有り、それは勿論當然である。*

* 昭和十七年十二月二十四日大審院判決は曰く

『物品販賣者が一定ノ物品ヲ販賣スルニ當リ法令ノ規定行政官廳ノ指示等ニ基ク場合其ノ他社會通念ニ照シ正當ナル事由アルモノト認メラル場合ヲ除クノ外買主ヲシテ買入ヲ希望セザル他ノ物品ヲモ之ト共ニ已ムナク買取ラシムルガ如キコトハ暴利行爲等取締規則第一條第三項ニ所謂併セ販賣ヲ爲シタルモノト爲スニ妨ナク、又同規則中販賣者ノ資格ニ關シ何等制限

スルトコロナキヲ以テ小賣商人ガ物品ヲ直接消費者ニ對シ販賣スル場合ノミナラズ卸賣業者ガ小賣商人ニ對シ販賣スル場合ニモ均シク同規則第一條第三項ノ適用アルコト言フ俟タズ。』

但し同規則に依る併せ賣又は負擔附販賣の禁止は、他の一般暴利行爲の禁止と同じく、専ら價格等統制令の適用を受けない物資の販賣に付いてのみ適用せらるべきもので、同令の適用を受くる物資の販賣に付いては、暴利行爲等取締規則に依らず、専ら價格等統制令に依り律せらるべきものである。



(日本出版會會員番號 137007)

出版會登記
5120074號
120094
著作權所有

昭和十九年九月十五日初版印刷
昭和十九年九月二十日初版發行
(二〇〇〇部)

經濟刑法の基礎理論 奥付

定價 金 四圓
查定番號 一ノ一九八號

著 者 美濃部 達吉

發 行 者 江草 四郎

印 刷 者 白井 赫太郎

東京都神田區神保町二丁目十七番地

書肆 有斐閣

東京都神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

發行所
配給元

(稻村製本)

(精興社印刷 東京 36)

RI-4U

-48



